

一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉 ——遼宋並存期における國際秩序の研究——

毛 利 英 介

はじめに

第一章 一〇九九年遼宋交渉・宋夏和議の歴史的背景

第一節 一〇四〇年代の遼宋夏三國關係

第二節 一〇八〇年代の遼宋夏三國關係

第二章 一〇九九年遼宋交渉の經過

第一節 交渉に至る經緯

第二節 交渉の推移

第三節 交渉終了から元符和議成立まで

第三章 一〇九九年遼宋交渉の検討

第一節 遼宋關係について

i 遼宋交渉における契丹の意圖

ii 遼宋二國間の交渉のあり方

第二節 遼宋交渉の元符和議への影響

i 和議成立への影響

ii 和議の條件への影響

おわりに

はじめに

西暦一〇九九年一二月、北宋と西夏の間でいわゆる元符和議が成立した。和議締結に先立ち、契丹（遼）の特使（泛使）が宋都開封に派遣され、三月から四月にかけて遼宋間での宋夏關係をめぐる外交交渉が行われた。これが本稿の主題であ

る遼宋事前交渉である。この交渉は契丹の主導で行われたものであり、契丹と宋の外交關係も一般に契丹の優位において推移した。本稿において通常用いられる「宋遼」ではなく「遼宋」とする所以である。

まず、元符和議以前の宋夏關係について先行研究^①によりつつ述べておく。

新法政權の對外積極策の一環として、神宗朝の宋は對夏策においても強硬的であった。そして、西夏王・李秉常の幽閉という西夏の内紛を機に、一〇八一年には宋は西夏の主要都市の一つである靈州へ大規模な侵攻を行つた。この作戦自體は成功しなかったものの、宋は宋夏國境地帶において勢力範囲を西夏側に押し進めた。一方で、宋の對夏前線における新築の城塞・永樂城の陥落もあって厭戰へ傾く中で神宗は死去し、哲宗治世が開始する。

哲宗朝初期は、祖母の宣仁太后の垂簾聽政による舊法政權期であり、對夏政策においても消極的であった。そのため、占領地の一部返還（棄地）による宥和策が検討されたが、これは成功しなかった。その後、哲宗の親政開始後の政權の新法化によって宋は西夏に對しても再度強硬となり、宋夏國境地帶でのいわゆる開邊策がとられた。そして、西夏軍の一〇九八年一〇月における陝西・涇原路の平夏城攻撃と敗退（平夏城の戦）によつて、宋は西夏に對しかつてない優勢に立つた。そのような中、一〇九九年一月における西夏王・李乾順（李秉常の息）の母后である梁氏（國母）の死去を契機として、同年一二月に約二〇年ぶりに宋夏兩國の關係正常化が達成されたのが元符和議であった。しかし、和議成立の背後には、もう一つの要因として、道宗朝末期の契丹による宋に對する壓力があつた。これが、本稿で主題として取り上げる遼宋事前交渉である。この遼宋事前交渉については、斷片的な言及を除けば管見の限り從來目立つた研究は存在せず、その意義が見過ごされてきた。

この交渉を検討する意義は以下の點にある。

一つには、遼宋二國間關係に關してである。一〇〇四年のいわゆる澶淵の盟の成立以後一二世紀の金の出現に至るまで、

形式的對等性と實質的な契丹の優位のもと、兩國の關係はおおむね平和的に持續した⁽³⁾。そのような中で、毎年の通常の使節ではなく特使が、一〇七〇年代の遼宋國境劃定交渉以來二〇數年振りに宋に派遣されるほどに契丹が眞剣に臨んだのがこの交渉である。よって、本稿は、從來の遼宋關係の研究の大きな空白を埋めることとなる。また、後述のとおり、この交渉はその手法において比較的穩健に行われたことから、遼宋關係の安定期でも特に終盤のあり方の特徵に迫れる可能性を持つ。

次に、遼宋夏の三國關係という視點である。この視點自體は一般的だが、一一世紀後半に關しては、宋夏二國關係には多くの研究が存在するのに比して對照的に手薄である。更に、この時期の遼宋夏三國關係の檢討は、上記のような安定した遼宋二大國間の關係を機軸とし、兩國との關係を持つ諸勢力によって構成される當時の國際關係、特に遼宋關係の後期・成熟期における國際關係に關しての研究の充實につながる。

實は、一〇九九年の契丹の干渉による宋夏間の和議は決定的なものではなく、その後も一度に涉り、西夏の訴えを受けた契丹が同様に宋に特使を派遣する事態が生じた⁽⁶⁾。しかし、それらについては詳細な史料が傳存せず論じがたいという史料的な問題のほか、時期の近接と構造の類似からして、あくまで一〇九九年の遼宋交渉の枠を出るものではないと考えられる。よって、一〇九九年の交渉の重要性は動かないと言えよう。

次に、本論に先立つて説明しておくべきことがある。それは、遼宋事前交渉において遼宋間で使用された文書についてである。

交渉においては、二種の文書が使用された⁽⁷⁾。一つは國書である。遼宋間における國書とは、一方の皇帝が對方の皇帝に宛てて發する文書であり、いわゆる「致書」形式によつて起草される⁽⁸⁾。遼宋間の國書の實例は、宋發信のものが『宋大詔令集』に多數收められる。また、皇帝から皇帝への正式な文書であることから、その文體も雅文によつて記される。ただ

し、その分文意が曖昧となる傾向は否めない。

今ひとつ文書は白劄子である。白劄子については、取りあえず『朝野類要』卷四文書に説明があり、「利便を上の書なり、名を顯わさざるの義と同じ。」⁽⁹⁾とされる。白劄子は無論劄子の一種であることから、「劄子」とのみ稱されることもある。また、本稿でいう白劄子は、契丹の對宋白劄子（本稿末頁に別載）については後述するが、劄子のなかでも下行文書としての劄子であり、つまりは國書とは異なり皇帝の名において發せられるものではなく、概括すれば三省・樞密からなされるものである。

白劄子の特徴は、國書と比較した場合のその非公式性とそれに伴う具體性である。遼宋事前交渉においては、その具體性により、國書を補足・敷衍するものとして使用された。⁽¹⁰⁾そして、契丹の白劄子では、過去の牒等の實務的な文書を引用することで歴史的經緯に基づいて契丹の具體的な要求が述べられ、交渉自體も宋の回答の白劄子の文言をめぐってなされた。

一般に、交渉において自らを正當化し相手を論駁するには、過去の文書の引用は必須と言えよう。しかし、雅文の國書では、雅文で書かれていない文書を引用することは文書の體裁を破壊することとなるため麗しくない。よって、國書のみでは實質的な交渉は望みにくい。また、時に如何ようにも読み取れる國書のみでは、文書を交わしたとしても、その後の實際の運營を期し難い。更に、臣下より發せられる白劄子に比して、皇帝より發せられる國書の文言について議論することは困難が伴うことであろう。つまるところ、白劄子の使用は、後述する遼宋間の實際的な文書外交の一種象徴的な存在と言える。

ここで、あらかじめ一〇九九年の交渉における雙方の文書の内容について紹介する。文書における契丹の具體的主張は、宋の西夏からの撤兵と領土の返還であり、一方の宋の主張はこれを拒否するものであるが、その主張の背後にあるそれぞ

れの論理を簡単に紹介すると、契丹の論理は、

(1) 宋の西夏攻撃は遼宋間の盟約への違反であること

(2) 西夏は契丹と姻戚関係にあるのであり、宋は西夏を攻撃すべきではないこと

一方の宋の論理は、

(1) 西夏は宋の藩鎮であつて契丹が宋夏関係に口を出すべきでないこと

(2) 一〇四〇年代に契丹は繰返し西夏を攻撃しており、庇い立てをするのは自己矛盾であることである。

本稿の構成としては、まず一〇九九年の宋夏元符和議と遼宋事前交渉に先立つ、一〇四〇年代と一〇八〇年代の二つの時期の遼宋夏三國關係について述べる。そして、その後に具體的に交渉及びその前後の經緯について説明し、さらにそれらに検討・分析を加えることとする。一〇九九年に先立つ經緯の敍述は、同時に契丹の齎した白劄子に引用された文書やそこで言及された經緯をたどることとなる。なお、契丹と宋の間の史料量のギャップから、『遼史』を中心とする契丹側史料に留意しつつも、本稿は概ね宋側の史料に基づいての論述となることをあらかじめ付言しておく。

第一章 一〇九九年遼宋交渉・宋夏和議の歴史的背景

第一節 一〇四〇年代の遼宋夏三國關係^{〔13〕}

從來、李徳明期においては基本的に契丹のみならず宋に對しても臣禮を取つてきた西夏であったが^{〔14〕}、その息・李元昊期に入つた一〇三八年の對宋「獨立宣言」とともに宋夏關係は破綻し、宋は一〇四〇年には郭稹等を派遣して契丹に西夏攻

擊を通告し、大規模な西夏との戦闘に突入した。その最中、宋夏間の紛争に乗じて、契丹は宋に特使として蕭特末（英）⁽¹⁵⁾・劉六符を派遣し⁽¹⁶⁾、一〇四二年に遼宋間のいわゆる増幣交渉が行われた。

契丹の對宋國書によれば、契丹の増幣交渉における主張は

- (1) 河北における兩國の係爭地である關南地域、及び舊北漢領に關する領有權の主張
- (2) 宋の西夏攻撃に對する抗議

(3) 遼宋國境地帶における宋の軍事施設増強への抗議

である。⁽¹⁷⁾ しかし、富弼の使遼そして契丹の興宗（道宗の父）との談判の結果、宋から契丹への歲幣を從來の澶淵の盟における銀絹三十萬から各十萬計二十萬増額することで交渉は妥結し、新たな誓書を交わした。故に増幣交渉と言われるものである。

この二十萬とは、契丹が宋夏間を取り持つものとしての十萬を含むものであったことは強調されるべきだろう。交渉後に宋の返禮使節（回謝使）として契丹に派遣された梁適は、興宗に重ねて西夏との間をとりもつことを要請し、後の西夏の言動からも、興宗はそれを承諾し實際に行動に移したようである。⁽¹⁸⁾

こののち、獨り宋から利を得ておきながら西夏には宋への屈服を要求する契丹と西夏の關係は悪化し、契丹は以後度重なる西夏攻撃を行うこととなっていく。そして、その攻撃開始や終了⁽¹⁹⁾という重大な局面において、契丹は宋に國書を送り通告を行った。

契丹との關係が悪化した結果、西夏は宋に對して下手に出ることとなり、宋夏間の慶曆の和議へ至る。⁽²⁰⁾ 遼夏雙方よりの壓力を回避することとなつたため、宋の、特に契丹に派遣された余靖の對遼外交は成功とも評されるが、以下の點に注意しておきたい。

まず、一連の遼宋夏三國間のやりとりの結果として、西夏はやはり遼宋兩國から冊封を受けることで落ち着いたが、契丹からは引き續き「國王」とされたものの、宋からは「國主」として冊封されることとなつた。⁽²³⁾これは、宋夏關係が從來よりも對等に近い形に移行したことの意味し、西夏は契丹のみを上國とする傾向を強めたのであつた。契丹から西夏に公主が歷代降される關係（甥舅關係）とともに、西夏は契丹により傾斜し、長期的には遼夏關係は契丹の優位のもとでむしろ友好的であつた。⁽²⁴⁾

今ひとつ重要な點は、宋は巧妙とも言いうる外交の一方で、西夏の後見人という名目のもとで行動を取つた契丹に對して、西夏との仲を依頼するという前歴を作つたことである。これは、契丹側からすれば西夏が自らの勢力圏であることを宋に認めさせたことである。

こうして、以後の三國關係の大枠はこの時期に決定された。更には、遼宋間の歲幣の増額を含む改訂版誓書の交換と「納」の文字の使用という遼宋二國間關係の契丹優位の條件への改定や、すでに宋は契丹との關係上から高麗に對する冊封を見合させていたために生じた契丹の高麗への單獨の冊封⁽²⁵⁾と合わせ、契丹の宋に對する優越が、二國間だけなく多國間での國際關係上において確定したのがこの時期であつた。

第二節 一〇八〇年代の遼宋夏三國關係

「はじめに」でも述べたとおり、一〇八一年に宋は内紛に乘じて西夏に對して大規模な侵攻を行ふこととなつた。

一〇八年六月に西夏攻撃を決定した後の七月、攻撃準備中の宋では、契丹が河東の對夏・對遼要衝である麟府に入ることへの憂慮が上批において示された。⁽²⁶⁾その最中の八月、河東の遼宋國境地帶でのトラブルについての契丹の抗議の牒が、遼宋間の窗口である契丹の涿州から宋の雄州に届いた。⁽²⁷⁾具體的には、契丹側では蔚州からの報告によるものであり、

宋では詔が河東提點刑獄の黃廉に下され代州に調査に赴いていることから、契丹の蔚州と宋の代州との間でのトラブルと見られる。

毛利二〇〇四では觸れなかつたが、一〇七〇年代の國境劃定交渉以後も、契丹の蔚州・宋の代州方面を中心として兩國の國境問題は殘存しており、このやりとりは突然のものではない。⁽³⁰⁾ ただ、この時契丹が現地での處理ではなく兩國間の正式ルートである涿州から雄州に通報してきたのは、事案處理のレベルの格上げを求めるものとも考えられ、その點ではそれ以前とは異なる性質をもつ。

同じく八月、宋では宦官で同簽書涇原路經略安撫總管司公事であつた王中正に詔が下され、西夏攻撃開始後に契丹の介入があつた場合における契丹への説明の準備が行われた。内容は、「西夏の内亂によつて西夏王が囚われて安否が不明であり、宋からの禮物を受け取るものがおらず、これに對して報告を求めても回答がなく、その上國境を侵犯してくる。故に宋は兵を遣わして罪を問うのであつて、契丹とは關係がない。」⁽³¹⁾ というものであつた。そして、契丹の武力介入はなかつたものの、一〇月には宋では契丹への西夏攻撃の通告を命ずる詔が下された。内容は、「西夏でその王が幽閉されたうえ、宋の誓詔に従わず、宋に攻撃をして來たので、兵を派して罪を問う。」⁽³²⁾ という、八月に準備した内容に準ずるものである。通常河北（雄州・涿州）經由で行われる宋から契丹への連絡が、この場合は河東（緣邊安撫司）經由で行われた。これは、宋は契丹とは逆に現地で處理しようとしているのである。また、通告の牒が契丹の西南面安撫司宛であるからには、宋側でいえば河東の代州以東が契丹側では蔚州方面が問題となる。⁽³³⁾ つまり八月の契丹の抗議に對する對應を含むものであろう。實際に契丹が宋に牒を送った意圖が西夏問題にあつたのかは判然としないが、少なくとも、宋は契丹の意圖が西夏とからむものだと認識を基礎に返事をしたと見られる。⁽³⁴⁾

一一月、宋は豫定どおりに諸路の兵により西夏の靈州を攻撃したが、陥落させることなく撤退した。

明けて一〇八二年正月、西夏の使者による通報を受けた契丹が、涿州から雄州に牒を送り、宋の西夏攻撃について問い合わせをしてきた。宋はこれに對してやはり雄州・涿州經由で返答し、「宋の冊封を受けた西夏王が幽閉され、問い合わせをしても返答せず、あまつさえ宋に侵攻して來たのであり、當然征伐すべきである、今西夏は宋に敗北したので契丹に使者を遣わして惑わそうとしているのだ。」とした。これは、やはり概ね前年の契丹の西南面安撫司への牒と同様の内容であつた。そして、契丹は特にこれに返事をしなかつた。⁽³⁵⁾

その後、同年八月に韓忠彥が使遼した際に、契丹の接待役との間で西夏問題が話題にのぼり、契丹側は宋の撤兵を望み宋は拒絕するなど、遼宋間で西夏問題にまつわる出來事がいくつか起つた。その中でここで述べておくべきことは、一〇九九年の遼宋交渉の際の契丹の對宋白劄子によれば、詳細は不明ながら、一〇八四年に契丹と宋が西夏について協定を結んだということである。これは「正旦國信所」等と明言されるように、特別に使者の往來をなしたものでなく、通常の使者の派遣のついでになされたものである。⁽³⁶⁾この協定がこの時期の一連の宋夏對決に對する遼宋間での手打ちであつたと思われる。そして、一〇九九年の遼宋交渉での西夏問題に關する契丹の對宋抗議の根據にも、盟約と並んで、やはり白劄子に「已計會定期理」等と稱されるこの協定が存在する。⁽³⁷⁾

「はじめに」で述べたごとく、この後宋夏兩國關係の明確な正常化がなされぬまま、本稿の主題である一〇九九年の宋夏元符和議と遼宋事前交渉へ至るのだが、その經緯は章を改めて論述する。

本節で述べた一連の出來事の結果、宋と西夏の間を契丹が西夏側に立つてとりもつという以後の基調が設定された。その枠組みの基礎は一〇四〇年代にすでに形成されていたものだが、以後北宋末まで續く宋の對夏攻勢の開始時期でもあり、現實に契丹が西夏を援助するという構圖はここからのものである。ただし、契丹はまだ通常の使節による交渉の他は文書を送るのみであり、且つそれほど深入りしなかつたことは確認しておく必要があろう。

第二章 一〇九九年遼宋交渉の経過

第一節 交渉に至る經緯

一〇八〇年代前半の宋夏對決の後、宋で言えば哲宗朝初期に、宋夏間では長く國境劃定交渉が行われた。しかし、宋において對夏政策を異にする新法・舊法政權の交代もあって決着は付かず、宋は再度強硬路線に傾いていった。

一〇九二年、契丹に派遣された西夏の使節は、宋の西夏に對する攻撃を訴え救援を求めた。これをうけ、契丹は涿州から宋の雄州に牒を送り、この點について問い合わせをした。宋もこれに應じて雄州から涿州に牒を送り、西夏が宋に侵攻した事實を傳えることをもって返事とし、契丹からは特にこれに反應はなかった。ただし、この宋の返答の中には「如能悔過、亦許應接。」という一節があり、西夏が謝罪をして來ればそれに宋は對應するとされており、そこに一定の西夏への宥和姿勢と宋夏間の仲立ちをする契丹への配慮が見て取れるようである。³⁹⁾

なお、翌年に宋夏間の窗口である西夏の宥州から宋の陝西鄜延路の保安軍に送られた牒には、契丹から西夏への文書（札子）が引かれており、さらには宋の聖旨が載せられていた。⁴⁰⁾時期や「如能悔過、亦許應接。」という文言の一致から見て、これは前年の一〇九一年に宋が契丹に送った文書の一部であろう。西夏の要請を受けて契丹が宋に問い合わせを行った際、宋から契丹への返答が西夏に示されていた實例が確認できることは興味深い。

そして、一〇九三年には宋で哲宗の親政が始まると新法政策が再開され、その一環として對夏強硬策がとられた。よつて、その後も宋の西夏に對する攻勢は進み、同時に契丹の介入が行われて一〇九九年の遼宋交渉へ至ることとなる。

一〇九七年一〇月、宋の三省・樞密院は、雄州が受け取った契丹の涿州からの牒を呈した。内容は、西夏の通報をうけて（1）宋が西夏を侵略していること（2）契丹との國境近邊に宋が城塞を作っていること、の二點に對する抗議と原狀

回復の要求であった。しかし、時の宰相（尚書左僕射）章惇は、この牒は前章で言及した一〇八二年の牒と概ね同様の内容であつて、且つその際は返事を送つただけで特に問題は擴大しなかつたと一笑に付した。哲宗は事態を憂慮したようだが、調査の結果は章惇の言のとおりであった。⁽⁴¹⁾ そして、宋の通常使節が現に契丹にいることに配慮して、翌年一月を待つて返事をすることとした。⁽⁴²⁾ しかし、翌年の宋廷での、「曾布の意見に沿うなら前年の一二月には回答をすることとなつていたはずだ」という章惇の發言や、後の一〇九九年の交渉に特使がもたらした契丹の對宋文書のうち白箋子に述べられる、宋が契丹への返事を遲延させたという内容からすると、實際には宋は返事を送つていなかつたと解される。⁽⁴³⁾

なお、一〇九七年の契丹の牒の中には「如尙稽違、當遣人別有所議。」という文言があり、宋が契丹の要求に對應して行動を起こさない場合の特使の派遣の可能性が示されていた。それにもかかわらず、宋が返答すら行わなかつたことは、後の特使派遣の一因となつたものと考えられる。⁽⁴⁴⁾ また、この間使遼した范鎧に對しても、契丹の接待役（接伴）は、西夏から⁽⁴⁵⁾ の救援要請があるとして宋夏問題を話題とした。そして、その際さらに契丹側から「移牒」に關して言及があり、それに對して范鎧は「知らない」という返答をなしたことも合わせて注意しておく必要があろう。

上述のような宋の樂觀的雰圍氣は、契丹が再び文書を送つてくることで暗雲が立ちこめてくる。翌一〇九八年三月、雄州は契丹が涿州から牒を送つて來たことを報じた。内容は、宋の西夏への領土返還の要求であった。⁽⁴⁶⁾ それに對して、當初時をおかず四月に返事をするはずであつたが、章惇の意見もあつて七・八月に返事をすることとなり、そのとおりに實行された。⁽⁴⁷⁾ 前年の牒に對しては一年弱、同年の牒に對しても半年弱かかつての回答は、かつて一〇八二年の際の回答の一ヶ月に比して明らかに遅いものであった。

また、この時の宋の回答の牒の内容のうち、翌年の遼宋交渉の際に遼使が齎した白箋子に引用された部分については確認が可能である。その大意は、責任はすべて西夏側にあり且つ宋夏問題に契丹は關係ない、というものであつた。これは、

契丹・西夏の言い分を眞っ向から否定し、「豈當憑信、便行移牒」と、契丹が文書を送つて來たこと自體すら非難している。そして、これを補強する材料として、契丹の興宗が西夏を攻撃した際に宋はそれに對し「移問」しなかつたことを指摘し、また西夏は宋の藩鎮であると主張した。⁽⁴⁸⁾ なお、ここで宋がかつて「移問」しなかつたことを持ち出したのは、一〇九七年の契丹の牒において、宋が契丹に通告なしで西夏を攻撃したことへの抗議が述べられたことへの對應と考えるべきだろう。ただ、一〇八年にも宋は對遼通告を行つてゐるのであり、爲にする反論といえる。

一〇九九年の遼宋交渉へ契丹の特使が齎した文書は、この一〇九八年の宋の牒への再反論である。つまり、遼宋交渉における契丹の言い分を見る際には、以上の牒における宋の主張を踏まえておく必要がある。そして、文書の全文が傳存しているわけではないので確定的なことは言えないが、一〇九八年の宋の牒に融和的な表現は乏しく、それは一〇九二年の返答とは色合いを異にするものであつたといえる。このように、契丹から見れば一方的である宋の牒の内容と返事の遲延とが、契丹が特使を派遣する契機となつたと考えられる。

明けて正月七日、雄州は、契丹の涿州から牒が至り、使節の派遣の通告を受けたことを報じた。西夏から宋の侵略を受けている旨の通報を受けたため、協議の必要があるというものだつた。⁽⁴⁹⁾ この時派遣されたのが、一〇九九年の遼宋交渉を行ふ契丹の特使である。

その後二月に特使は國境の越え方をめぐつて争いを引き起こした後、⁽⁵⁰⁾ 三月に開封に到着し交渉に臨んだ。

開封での遼使の接待役である館伴には、一月に蔡京が任命された。⁽⁵¹⁾ これは、彼が翰林學士（承旨）であつたためかと思われる。『家世舊聞』上によれば、蔡京が元豐年間に使遼した際に彼を接待したのが今回副使としてやってきた李儼（耶律儼）であり、以來二人は親しくなつたという。⁽⁵²⁾ 蔡京の館伴就任には、このような経緯も関連があるかも知れない。

二月には、蔡京は館伴に當たつての助手を求めて認められている。この際、交渉に當たつて、特に遼使が宋帝・哲宗に

対面する際の対應についても対策が練られた。⁵⁴⁾

なお、「はじめに」で述べたように、交渉に先立って宋夏間で状況変化があった。特に、本節で主として述べた一〇九七以降の事態について、李一九九八の第六章に據つて述べておきたい。

一〇九三年の哲宗の親政開始後に政權は次第に新法化し、西夏に對しても再度強硬となつた。そして、一〇九五年以後には、宋夏國境地帶でのいわゆる開邊策がとられ、長期の懸案だった境界の分割は放棄された。特に、陝西の涇原路では、一〇九七年に着任した經略使の章粢により、西夏にとって重要な地域である葫蘆河流域において西夏側に食い込む形で城塞進築が行われた。中でも、同年建設された平夏城は特に重要なものであつた。この地域は、その肥沃性においても重要であつたが、同時に西夏にとっては主要な對宋交通（攻撃）路であつた。それは裏返しとして、宋にこの地を掌握されたなら、西夏攻撃が容易となることでもある。よつて、西夏はこれを座視することは出來ず、一〇九八年一〇月に平夏城を大規模に攻撃したが敗北撤退し、これにより西夏の宋に對する劣勢は決定的となつた。本節で述べた西夏の契丹への救援要請は、このような一連の宋の對夏攻勢によるものであつた。そして、明けて一〇九九年正月には西夏王・李乾順の母后が死亡し、二月には、西夏はこれを宋に通告し且つ低姿勢で和平を求めた。これは、宋の西夏に對する窗口である陝西・鄜延路の經略使であった呂惠卿から開封に報告がなされた。しかし、呂惠卿の融和的な意見と樞密院（曾布か）の強硬な意見が一致を見なかつた結果、詔が下され、より高位の者の派遣と「戰犯」の引き渡しという條件を課して西夏の謝罪受入を拒んでいた。⁵⁵⁾ 一〇九九年の遼宋交渉開始時はこのような状況であつた。

第二節 交渉の推移

本節では、一〇九九年の遼宋交渉自體の推移について説明する。一〇九九年の遼宋交渉に關わる契丹側史料は、『遼史』

本紀や使節の列傳等及び「道宗皇帝哀冊」(漢文)の零細な記述しか存在しないため、ここでも宋側の史料に依據する。幸い、宋側史料では、『長編』の特に卷五〇九元符二年四月辛卯に交渉の經緯が詳しい。さらに、遼宋交渉の行われた元符一年三月以後は、『長編』がこの時期の重要な典據とする會布(當時、知樞密院事として樞密院のトップ)の「日錄」(『曾公遺錄』)⁽⁵⁶⁾が傳存している。⁽⁵⁷⁾よって、雙方が存在する場合は、『曾公遺錄』を軸に兩者合わせて利用する。また、以下本節では、『曾公遺錄』の「日錄」という史料的性格から、日付により時系列的に交渉の推移について述べる。なお、遼宋兩國の交渉において推移がこれほど詳細に分かる事例は稀少なので、平板に流れるが敢えて一々述べている。

元符二年三月十一日、遼使は開封に到着した。⁽⁵⁸⁾

三月十三日、遼使は朝見の後に宴會に臨んだ。遼使は、朝見の際に、宋の哲宗皇帝に對して契丹の道宗皇帝の西夏問題早期終結の希望を傳えたが、哲宗は宋夏問題は西夏との二國間問題であるとしてこれを退けた。⁽⁵⁹⁾そして、恐らくこの十三日の朝見の際に、契丹の國書が宋側に渡された。⁽⁶⁰⁾

三月十六日、遼使の齎した禮物に關するやり取りがあつたほか、同日までに館伴が遼使から白劄子を受領している。その他、この日に宋では返答の國書・白劄子の作成が命ぜられ、會布は参考に契丹の興宗よりの國書を呈している。⁽⁶¹⁾なお、白劄子の受け渡しは、儀禮に基づく國書の受け渡しとは對照的に、館伴と遼使の食事の際という非常に不規則な形で行われたようである。⁽⁶²⁾「はじめに」で述べた白劄子の性格は、このような點にも現れている。⁽⁶³⁾

また、交渉に齎された契丹の文書、特に白劄子は、契丹の興宗の西夏攻撃に當たつて宋は問い合わせをしなかつた、また西夏は宋の藩鎮である、という前年の宋の回答を直接には受けたものである。その結果として、一〇四〇年に宋が郭楨を派遣して西夏攻撃を通知したことに契丹は言及し、前例を指摘している。また、西夏が契丹から公主を降嫁される特殊な關係にあること、つまり遼夏關係が單なる君臣關係以上のものであることを宋も認めていることを、增幣交渉後の宋の

仁宗の對遼國書を引用することで指摘している。

一〇九九年の遼宋交渉は、具體的にはこれらの契丹の文書に對する宋の返答の白劄子の文言をめぐってなされたものであつたため、これ以降本格的に交渉が開始されたと言つてよい。交渉は、遼使とその館伴である蔡京が遼使の宿舎で直接交渉を行い、そこでの發言が「語錄」として提出され、それが二省と樞密院それぞれのトップである章惇と曾布を中心⁽⁶⁵⁾に宋廷において議論されるというスタイルをとつた。

三月十九日、これ以前に、宋側では二府により契丹への返答の國書と白劄子が完成し、この日哲宗皇帝に呈され承認された。内容は、慶曆・元豐、つまり一〇四〇年代・一〇八〇年代の例を引いて宋が撤兵しないのは宋自身の過去の皇帝の意志を違えていると契丹は言うが、興宗の國書と矛盾したことを主張して先帝の旨と異なつてるのはむしろ契丹である、という旨の反論である。白劄子（案）は、西夏の謝罪を許さない可能性を示す文言を含みつつも、それを注文に插入する『曾公遺錄』の書式から見て、基本的には西夏の改心（自新）を認めることが主眼であったことが見て取れる。⁽⁶⁶⁾つまり、契丹の言い分に理はないが、それとは別に、宋夏間の關係改善の方向に動くことは約束するというのが宋側の主張となる。

三月二十日、遼使は大宴に參加した。⁽⁶⁷⁾これは、一〇七〇年代の遼宋國境劃定交渉の例に依り、大規模な宴會によつて厚遇と錯覺させるという、宋側（曾布）の事前の計畫通りであつた。⁽⁶⁸⁾

三月二十二日、この前日、宴に臨んだ後に、宋側は館伴を通じて返答の白劄子を遼使に傳達しており、この白劄子に對して遼使は二つの問題を提示した。

（1）西夏が謝罪して來たので「自新」を許すというだけでは、契丹が使節を派遣したことが宋夏關係の改善に寄與したことということにならないこと

(2) 宋が西夏から撤退してその地を返還するという契丹の要求に對する返答の文言がないことである。このため遼使は頑強に白劄子の受け取りを拒否した。特に後者についてはこれ以後「八字」（休退兵馬、還復疆土）の八字の意の要求への回答として拘り、「自新」だけでは納得できないとして主張を續ける。その結果、宋側では帝旨により文言を改訂することとした。⁽¹⁹⁾

三月二十三日、宋では、「契丹が特使を派遣し宋夏間の和平を勧めたので」（以北朝遣使勸和之故）という文言を插入して、遼使の要求のうち、契丹の關與の明記の要求に應える妥協的な白劄子の改定案が哲宗に示され同意を得た。これは曾布の意見であり、章惇は、「契丹の使節が來ようが來まいが、西夏が咎をなせば討伐し罪を謝せば許す」と返答するという強硬な意見を述べ、兩者の意見の對立の結果として曾布の意見が通つたものである。⁽²⁰⁾ その他、この日執政（尙書右丞）黃履が主管した宴に遼使は出席し、遼使からは常例の外の贈り物が送られた。⁽²¹⁾

三月二十四日、改定後の白劄子を遼使はやはり受け取らず、重ねて「特停征討」の文言を求めた。蔡京の弟であり、當時執政（尙書左丞）であった蔡卞にはこれに近い考えがあつたようだが、幾度も文言を變更すべきでないとの曾布の意見により、蔡京に詔が下され、この點においては宋も譲ることはしなかつた。一方で、蔡京の提案に従い、白劄子の「（契丹が）西夏のデータラメに乗せられて」（聽其反覆偏辭）という表現が遼帝自身への非難となりかねないことから、契丹側に配慮してこれを削ることとした。⁽²²⁾

三月二十五日、宋側は遼使に贈答を行つてゐる。黃履が執り行つてゐることからして、二十三日の返禮である。⁽²³⁾

三月二十七日、この日の時點でも、遼使はやはり白劄子を受け取つていなかつた。かたく宋の對夏撤兵と領土返還を求めたのである。これには宋廷も紛糾し、曾布と章惇の間で半ば個人攻撃も含みつつ議論が戰わされた。章惇は、先の契丹の關與を明記する妥協も撤回すべきと強硬論を吐いたが、曾布は、契丹の無禮を指摘しつつも、その少なくとも「分白語

言」をもとめるという態度をうけ、「自新」を許したうえ西夏が攻めて來ないなら討伐する道理はない。城塞は防御目的であり且つ元來その地は宋のものであるので返還は一切行わない」と、恐らく口頭で傳えることで妥協を圖ることを一つの案とした。⁽⁷⁴⁾これが、以後「前議」と稱される案となつたと思われる。これは哲宗の裁可を仰ぐこととなり、交渉が長引くことは構わないが、十日か半月後には曾布の案で妥協をはかることとされた。⁽⁷⁵⁾

四月一日、遼使は、あくまで「自新」だけでなく宋の撤兵と領土返還という要求に對する返答の文言を求めてハンストに及んだ。遼使は起居の際に通常どおりに行動したが、宋側では哲宗皇帝や館伴の蔡京が不穏な雰囲氣を感じていた。⁽⁷⁶⁾

四月四日、遼使は、この日も劄子を受け取らずハンストを行つた。⁽⁷⁷⁾

四月五日、遼使は、この日の時點でなお劄子を受け取らず、撤兵と領土返還の文言に固執した。しかし、宋側の意見は、先の曾布の口頭での妥協案でまとまっていた。この日、ついに遼使は「自新」のみでは承服出來ないとして、明白な文言の追加を御前で求めたが、哲宗はこれを拒絶した。⁽⁷⁸⁾

四月六日、宋側では、皇帝や蔡京が遼使の再度の談判を警戒したが、事は生じなかつた。⁽⁷⁹⁾

四月七日、宋では、學士院（恐らく翰林學士承旨の蔡京）が國書の時候の文言を三月用から四月用に改めている。⁽⁸⁰⁾宋側が元來交渉を四月まで持ち越すとは考えていなかつた現れとも言えよう。宋側では、この日も遼使の行動に注意を拂っていたようである。これは、明記はされないが、恐らく宿舎において遼使の言動が強硬なものであつたからではないだろうか。

四月十四日、宋側では、「前議のごとく」遼使に對する返答文句が定められ、哲宗に報告された。これは、三月二七日所定の十日か半月という日時を過ぎたことから、前述のとおり、文言は加えないものの一定の妥協を口頭で示すという案であろう。しかし、遼使は使いのものを介して、具體的でなくとも撤兵を示すような文言を求めるという一步下がつた要求を示した。またその他に、白劄子内に契丹の興宗の發した文書が引用されていることと西夏の地が「朝廷」即ち宋の地と

されていることにクレームをつけ不都合だとしたが、蔡京はこれらを一切拒否した。ただ、對遼白劄子における宋帝の發言部分に「聖旨」の字があるべきとの遼使の主張に對しては要求をうけいれた。⁽⁸¹⁾ この遼使の主張は、契丹の關與と西夏との關係改善を示す部分が宋帝の發言であることを明記させることによって、その後の宋の行動に對する擔保としようとしたものであろう。

四月十五日、遼使は遂に白劄子を受け取った。⁽⁸²⁾ 遼使が白劄子を受け取ったのは、明言はされないが、前日定められた口頭での妥協案が遼使に示されたからであろう。

四月十七日、白劄子をすでに受け取ったこの日も、遼使と館伴は、なお「北朝」・「南朝」の呼稱等をめぐってやり取りを行った。⁽⁸³⁾

四月十九日、遼使は朝辭及び執政（中書侍郎）許將主管の宴に臨んで宋の國書を受領し、一月以上に及ぶ開封滯在が終了した。⁽⁸⁴⁾ 『長編』によれば、特使の開封滯在は三七日間であった。⁽⁸⁵⁾ これは、通常の使節で十日弱・一〇七〇年代の國境劃定交渉の際でも一ヶ月弱であつたのに比しても、長期に涉る滯在であつた。⁽⁸⁶⁾

遼使が受け取った宋の國書と白劄子は、當然基本的な内容は重なっている。その内容は、交渉での議論のとおり、契丹の要求した明確な撤兵と領土返還の文言は盛り込まれなかつたものの、「自新」という表現のもとに、宋夏の關係正常化の可能性の示唆が盛り込まれている。また、宋としては、過去における宋の西夏攻撃の際の契丹への通知の實績と、遼夏間の甥舅という特殊な關係の存在を宋が承認したことを指摘する契丹の主張に對する反論が必要であつた。そこで、遼夏間の特殊關係を認めつゝも、宋夏間もやはり君臣關係にあると主張し、同時に興宗の對宋國書における西夏を罵る表現を引用して西夏攻撃の正當性を述べ、契丹の主張全體に疑問を呈した。⁽⁸⁷⁾

更に、この遼宋交渉の具體的な交渉對象であつた宋の對遼白劄子の内容を確認すると、宋夏關係への契丹の關與の明

言・遼帝を中傷するような表現の削除・「奉（聖）旨」という表現の追加などは合意のとおりに實現されている。一方で、繰返しになるが、契丹の要求した宋の對夏撤兵と領土返還の明確な文言はなく、「自新」という表現によって宋夏關係改善の方向が示唆される。また、逆に宋が削除を拒否した興宗の國書の引用や西夏の地が本來宋の領土であるという文言も、たしかに盛り込まれている。⁸⁸ 遼宋間の應酬の經緯から、これらを削除すると宋の契丹に對する反論は體をなさず、だからこそ遼使もその削除を要求したものであろう。

なお、開封で遼宋交渉が行われていたこの間、二月の西夏の謝罪申し入れを受けての陝西での宋夏間のやりとりが、現地・鄜延路の呂惠卿から開封に報告された。呂惠卿の意見は謝罪を受け入れるべきだというものであった。これにより、宋では詔が下され、西夏からのより高位の者の派遣の可能性を受けて、謝罪受入の方向が決定されていた。⁸⁹

第三節 交渉終了から元符和議成立まで

遼使が朝辭に臨んだ二日後の四月二十一日、宋は慣例どおりまた對遼國書の末尾の記載どおりに、特使に對する返使である回謝使を選任し、郭知章が正使とされた。⁹⁰ そして、五月には、回謝使が契丹において西夏問題について問われた際の返答について、宋廷で議論がもたれた。曾布は、一〇七〇年代の遼宋國境劃定交渉の際の回謝使であつた沈括の例も引き合いとしつつ、何も知らないとは答えられず、

（1）西夏が和を請うてきたのですでに文書（表章）の受け取りを許している。

（2）よって、西夏が今後何かしない限り宋が西夏を攻撃することもないだろう。⁹¹

と答えればよいとした。他の宰執の章惇や許將はこれに反対し、哲宗もそれに同調の方向であつた。⁹² 最終的な結論は記されていないが、「擬定する所」があつたようであり、⁹³ 回謝使・郭知章が後に遼廷で語つたとされる發言（後述）に照らせば、⁹⁴

曾布の意見とそう遠くない穩當な選擇がなされたと見られる。

曾布の發言における二點は、そのまま遼宋交渉での結論に沿うものであつたろう。即ち、(1) の文書の受け取りに關しては、宋夏關係改善を示唆する文言についてのその後の展開の報告、(2) の條件付での對西夏武力非行使に關しては、交渉における口頭での約束の繰り返しである。いわば、交渉での結論の實行の報告とでもいうべきであろう。

のち六月に、郭知章一行は開封を出發して契丹を目指し河北を進んでいたが、途中雄州より連絡があつた。それは、契丹の涿州より牒が至り、一〇月一日以降に來るようについて要請があつたというものであつた。これにより、一行は一度開封に引き返した。⁽⁹⁵⁾

同じく六月から七月にかけて、西夏の文書が宋に受理され、告哀謝罪使が宋へ入國した。⁽⁹⁶⁾

九月には、西夏の告哀謝罪使が開封で宋帝に見え、西夏の表が上され宋の詔が下された。⁽⁹⁷⁾

閏九月には、一〇月という再設定の豫定に向けて、宋の郭知章が契丹に派遣された。⁽⁹⁸⁾

その後一〇月に西夏の進誓表使が宋に派遣され、一二月に宋と西夏の間で誓詔・誓表が交換されて和議が成立し、約二

〇年振りに宋夏關係の正常化が達成された。

なお、この年に契丹の道宗皇帝が冬を越したのは河東の宋との國境地帶であり、宋の回謝使を迎えたのもこの地であつた。⁽⁹⁹⁾ この代北の地での冬營の準備は、すでに遼宋交渉中からも、河東からの通報を受けて宋において哲宗や曾布等が意識していたことである。⁽¹⁰⁰⁾ 一般に、遼代後期において、遼帝は現在の内蒙古東部方面で冬を越すのが通例であり、代北での越冬は異例と言つていい。そして、皇帝が至ることは、とりもなおさずその兵とともに來ることでもある。約二〇年振りの特使の派遣の年におけるこの異例の事態を偶然とは言い難く、また、少なくとも宋は明らかにこの行動を意識している。これは、契丹の宋に對する壓力を含んだ行動であると見るのが自然であろう。

第三章 一〇九九年遼宋交渉の検討

本章では、前章で詳述した一〇九九年の遼宋交渉の具體的な経緯を踏まえて、いくつかの問題點について検討してみたい。

第一節 遼宋關係について

i 遼宋交渉における契丹の意圖

まず取り上げるのは、契丹は何故特使を派遣してまでこの交渉に臨んだのかという問題である。無論、契丹の冊封國であり甥舅關係にある友好國である西夏が再三に涉って對宋關係上の援助を要請してきたことが契機であることは間違いない。

では、これ以前前年までの契丹の對應は、通常の使節の往來による意思傳達や、國境の外交窗口で文書を渡して問い合わせをするのみであったにも関わらず、今回に限って特使派遣にまで至ったのは何故だろうか。この點については、この間に契丹の國內情勢の激變も見られないことから、やはり宋の攻勢により西夏の狀況が嘗てなく悪化していたことが挙げられよう。また、交渉以前の遼宋間の文書のやり取りにトラブルの芽が存在したことも前章で指摘した。しかし、契丹にとっても利益である宋との安定的關係を一定程度損なつてまで西夏に肩入れした行動をとった根本的な理由については、検討の必要がある。

そもそも、この交渉の特徴は、契丹自身は目に見える形では何も獲得していない點である。一〇九七年に契丹が宋に牒を送った時點からを一連のものと考えたとしても、契丹自身に關係してくるのは、宋が契丹との國境地帶に城塞を築いて

いるという抗議程度である。しかし、現状の史料では、一〇九八年の宋の回牒ではこれに對する回答は確認されない。また、遼宋交渉に齎された契丹の文書でも、白箭子の前半に一〇九七年の契丹の牒が引用される部分において言及されるだけで、交渉のためにあらためて草されたと考えられる後半では明確な言及はない。そして、遼宋交渉の結果の宋の對遼白箭子においても、宋は契丹との國境地帶に城塞を築いた事實はないとするのみでゼロ回答である。⁽¹⁴⁾しかし、契丹が交渉中・交渉後にこれに疑義を呈した形跡はない。

結局のところ、宋が契丹との國境地帶に城塞を築いているという主張は、契丹を巻き込もうとする西夏の主張（注41参考照）によるものであり、契丹も宋夏間の問題を指摘するだけでなく、遼宋二國間問題を絡めた方が宋に對する論理が成立しやすいと考へて、敢えて西夏の主張に乗ったと考えられる。つまり、これも眞剣な抗議ではなく、交渉に至る一連のやり取りは、契丹自身の直接の利益を圖つたものではないということになる。このような経緯は、從前の遼宋交渉が基本的には契丹自身の直接的な利益に基いて行われたこととは對照的であり、一〇九九年の遼宋交渉における契丹の目的は從來と異なるものだった。

改めて確認すると、遼宋交渉に特使が持參した文書、特に白箭子における契丹の主張は、半世紀來の遼宋夏三國間の歴史的背景への言及や近年の宋の行動が兩國間の盟約・協定違反であるという一般的の主張を除けば、二つと言える。一つは、既に多少言及したとおり、一〇九七・九八年の契丹の宋への西夏問題に關する問い合わせに對する宋の對應を不誠實と見なすものであり、いま一つは、無論宋の對夏撤兵と占領地の返還要求である。前者は、契丹の行動に對して宋が誠實に對應することを求めるによつて、契丹の宋に對する優越を保持するものであるとともに、西夏の要望を受けた行動に對する宋の不誠實な對應を見過ごすことが、契丹の對夏關係上も問題であったことより来るものと言えよう。

そして、交渉終盤の落としどころへ向けた要求を除き、契丹側が交渉の當初において要求したことは既述のように二點

あつた。それは（1）宋と西夏を仲立ちしたのが契丹であることを回答の白劄子に明記すること（2）契丹の白劄子での要求どおりの宋の對夏撤兵と領土返還、である。一點目は容易に受け入れられ、二點目は受け入れられなかつたものの、交渉の主題として「八字」と稱して拘り、口頭で一定の約束を引き出すまで執拗に要求を繰り返しており、契丹が眞剣である（或はそのようなポーズをとる必要がある）ことが分かる。

以上に共通するのは、契丹が實際に宋に影響を與えることと、宋夏兩者に契丹が仲介者であることを認めさせることである。これらからは、契丹が周邊各國間ににおける「盟主」であると自認し、それを名分・現實ともに追求したことが指摘できる。契丹にとっての交渉の目的はここにあつたと言えよう。

一〇四〇年代における遼宋二國間關係と兩國の西夏との關係の基調の形成以後、時代を逐うごとに遼夏間の協調關係が強化・固定化されていったことは、第一章・第二章で述べたとおりである。つまり、宋が契丹中心の秩序の中にある西夏を存亡の危機に追い込むことは、契丹にとっては見過ごせない挑戦であったのである。これは同時に、強者として情勢の安定が利益となる契丹としては、關係各國の過度の対立と均衡の崩壊は好ましくないという現實的打算でもある。

ii 遼宋二國間の交渉のあり方

次に、この交渉における遼宋兩國間の交渉の手法について述べたい。

前章で詳述したように、契丹は一〇九九年の交渉において、長期の開封滯在と強硬な要求を繰り廣げた。ここから、交渉が非常にタフなものであつたと言えよう。だが、契丹も、すでに澶淵の盟より百年近くの宋との安定共存關係を経たこの時期において、無闇に紛争を惹起することは望みではなかつたはずである。よつて、實際には、交渉は誓書を頂點とする文書と過去の兩國關係の先例の中で、主に宋から契丹への回答となる白劄子の文言の如何をめぐつてなされた。この點

において、兩者の關係の成熟性が指摘できよう。

さらに、第二章第一節で言及した、一〇九二年の契丹の問い合わせに對する宋的回答が契丹から西夏に示され且つ宋もそれを承知していた例に照らせば、一〇九九年の交渉においても、宋の對遼文書は恐らく契丹から西夏にも示されることが想定されていたと思われる。そうすると、遼宋交渉の主たる對象の白劄子の文言も、兩國の西夏へのアピールも考慮に入れて検討され、同時にその後の遼宋兩國と西夏の關係を拘束するものとなることまでも想定されたはずである。そのため、文言をめぐっての交渉は一層眞剣味を増すこととなつたのであろう。ここに、遼宋二國のみならず關係國も含めた、文書使用が重視される外交體制が形成されていたと言えよう。また、宋が文書での明言と口頭での約束を使い分けを試みている點にも、文書の重要性が現れていると言ふことが可能かも知れない。

このような關係に關連して、「マニュアル」の存在も見逃せない。宋では、一〇七〇年代の契丹との河東での國境劃定交渉の後に、神宗の命を奉じて、蘇頌によつて遼宋關係の史料集『華戎魯衛信錄』⁽¹⁰⁾が編纂されていた。⁽¹¹⁾一〇九九年の交渉に際して宋側がこの書物を利用したという確證はないが、遼使の館伴をつとめた蔡京が遼使の歸國後暫くした四月二十九日にこの書の續修を提言していることから、その利用の可能性は高い。⁽¹²⁾

一方の契丹側においては、史料的制約から同様の存在の指摘はできない。しかし、既に示したように、一〇九九年の交渉における契丹の對宋文書、特に白劄子においては、過去の宋・西夏の文書等が盛んに引用されていた。よつて、契丹においても外交文書が集積されていたこと、及びそれが參照可能な狀況にあつたことを想定して大過はなかろう。このことは、遼末に金が契丹に對して宋・高麗・西夏との外交文書を引き渡すように求め、契丹がこれに應じたことからも裏付けられる。このように、雙方とも文書の集成に基づきその關係を保つという狀況に至つていたのである。

第二節 遼宋交渉の元符和議への影響

i 和議成立への影響

ここでは、遼宋交渉が元符和議の成立に及ぼした影響を考えていく。その際まず検討すべきは、契丹の特使派遣と一〇九九年二月の段階での西夏の宋への謝罪申し入れの関係である。

西夏の謝罪申し入れの契機である西夏國母の死去が契丹の宋への特使派遣の後であることを考えれば、兩者は無関係のものであるかとも思われる。たしかに、一〇九九年二月の時點での章惇等の發言では、契丹の特使の來到を前に西夏が和を請うて來たことに喜んでおり⁽¹⁹⁾、これは西夏の行動を契丹の特使派遣とは別個のものと考えたのであろう。

しかし、ここで問題となるのは、契丹の意思で西夏國母が毒殺されたという『長編』に引く『呂惠卿家傳』の周知の記述である⁽²⁰⁾。これは、當時陝西の鄜延路にあつた呂惠卿に西夏側が「牒報」して來たというものである。これが事實なら、遼夏兩國の行動は密接に關係があることになるが、話が出來過ぎの感は否めない。ただ、國母の死去の時期が都合がよすぎるのも事實である。この種の陰謀論的な事柄の眞否の結論は出難いが、元來西夏の要請を受けて契丹が使節を送った事實と合わせ、遼夏兩國ほぼ同時の對宋行動には一定の關係があることを想定するのが妥當ではないか。

少なくとも、遼宋交渉で宋の對遼白劄子における西夏の謝罪受け入れをめぐる文言が議論されたように、西夏の宋への謝罪行動の開始を前提として交渉は行われた。よって、開封での遼宋交渉と陝西での宋夏間でのやりとりは現實に連動していた。ただし、陝西と開封では距離によるタイムラグがあるため、全き意味で並行して交渉が行われたわけではないのは勿論である。

また、既述のように、遼宋交渉の最中（四月十四日）には、宋では鄜延路の呂惠卿からの上奏をうけて、「漸示以開納之意」とされるように西夏の謝罪を受け入れる方向が決せられていた。そして、遼使の朝辭程なくの四月二十四日に、やはり鄜

延路からの報告を受けて、「明示以開納之意」とされるように、宋は更に一步を進めて西夏の文書を受領する命を下した。⁽¹¹⁾ この後、技術的な理由のもとに、六・七月まで最終的な文書の受領決定と實際の受領はずれ込むものの、四月二十四日といふ宋夏間の外交日程も、遼宋交渉の行方とは無関係ではなかろう。宋としては、遼宋交渉中には、西夏の誠意を見極めつつあるとすることで契丹の宋夏關係への介入の輕減を圖つたものの、一方で契丹の和解要求（勸和）のもと西夏の「自新」を受け入れる方向を既述のとおり文書（白箇子）において認めたことから、交渉終了後程なく、實際に西夏との關係回復にも動かざるを得なかつたのではないだろうか。

下つて九月には、宋廷で西夏の告哀謝罪使の引見が行われ、この前後に和議の成立・内容に一定の指向性が示された。まず、宋の對夏詔書において西夏の誓表の受領の方向が示されたのは、和議成立の示唆である。⁽¹²⁾ また、十二月の宋の對夏誓詔において九月の詔書の國境に關する部分が言及されていることから、内容的にも九月の時點で和議の大枠が定まつたと言えよう。そして、この九月の對夏詔書には「西夏が宋を攻撃しない限り宋も西夏を攻撃しない」という文言があり、これは遼宋交渉に際しての口頭での約束を盛り込んだものとも考えられる。この點で、宋は契丹に對する義理を果たしたと言える。⁽¹³⁾

宋の契丹への回謝使・郭知章は、このような九月の宋夏間のやり取りの後の閏九月に送り出された。この時期は、遼帝の季節移動を理由に遼側の指定により延期された結果のものであつたが、ここに問題が存在する。遼宋交渉後に宋は回謝使の派遣を契丹に事前に通知しており、契丹は、一度は涿州から六月一日には回謝使を受け入れる豫定であることを宋に知らせてている。しかし、この通告が開封に届くのが六月八日（乙卯）である。⁽¹⁴⁾ よって、宋の回謝使が期日に至らず、その間に契丹の皇帝が移動することから面會時期を變更するという遼側の發言は、これを額面どおりには受け取り難い。つまり、そもそも契丹がこの時期に回謝使を受け入れる意志があつたかは疑問だと言わざるを得ない。

そして、宋の回謝使が契丹に至ると、無論宋夏關係が話題となつた。そして、その相手は、特使として派遣され開封で宋側と交渉に當たつた蕭德崇（藥師奴）であった。德崇の發言は二點あつた。そのうち、西夏への領土の返還要求は、開封での交渉すでに宋に強硬に拒否されており、建前論と思われる。よつて、もう一つの歲賜を含む宋の西夏に對する待遇の維持が、契丹の眞の確認事項ということにならう。これに對して、回謝使は、西夏が恭順であればそのように執り行われるであろうし、すでに停戦のうえで誓表を上させているので問題はなかろうとした。⁽¹⁸⁾これが、第二章第三節で述べた曾布の案から大きくは出ないことは認められると考える。

この問答は、宋にとつては、西夏と關係正常化へ向かうという契丹との合意の實行の経過報告であり、また、西夏との和議の成立を改めて契丹に約束したものと言えよう。これは、九月の宋夏間のやり取りを經た後でこそ意味があつたと考えられる。また、「本朝以北朝勸和之故」という一句も、開封での遼宋交渉の結果に則つて返答がなされたと解釋できよう。このように、當初の豫定を延期したこの時期に宋の回謝使を受け入れることで、契丹は、宋から自らに迎合的な言質を取ることが可能となつたのであつた。

なお、既述のように契丹の道宗皇帝がこの歳の秋・冬に代北に移動・滯在したことは、宋に對する大きな壓力であったはずである。遼宋間の文書使用に注目すべきことを先に述べたが、宋が契丹との交渉に應じざるを得ないのは、畢竟その軍事力を恐れるからであり、⁽¹⁹⁾契丹は一〇九九年の交渉でも、その齎した文書において西夏の契丹への軍事援助を求める文書を引用し、その要請を踏まえて自らが出兵すべき立場にあると述べていた。⁽²⁰⁾そして、宋夏間の交渉の進展にも交渉の背後にある契丹の軍事力という要因は無視できない。

これは歴史の If になつてしまふが、假に宋が更に一方的に西夏に侵攻し、或は滅亡に追い込みかねないようなことがあれば、契丹はそれに介入する可能性があつた。即ち、宋の攻勢は轉じて宋の存立を脅かしかねない事態となる。遼宋間

の本格的な軍事衝突は雙方にとつて望むところではないものの、宋からすれば、常にそのような危機の可能性を考慮せざるを得ない。

無論、遼帝が宋との國境地帶に兵を率いて來ることのみならず、その地に宋の回謝使を招いて西夏問題を問いただしていること自體が一種の脅しである。回謝使としては、返答によつては契丹軍が眼前の遼宋國境を越えて宋に侵入する可能性を目の前にしてゐるのであり、上記のような返答以外しようがなかつたのも事實である。

遼帝の代北での冬營は、遼宋交渉中から宋も情報を得ていた既定路線であり、回謝使受け入れ時期の變更は、同時に内蒙古東部の沿柳湖⁽¹⁾から代北への、遼帝の回謝使との面會箇所の變更であつた。時期が延期されると、回謝使は遼帝に國境付近で對面せざるを得ない仕組みになつてゐたわけである。六月に契丹が回謝使を受け入れなかつたのは、やはり意圖的なものではないかと感じさせるところである。

以上のような經緯を閲したうえで、宋夏_二元符和議は成立した。和議の成立自體は基本的に宋夏雙方の望むところであつたろうが、宋としては、宋夏問題はあくまで宋夏_二國間の問題であるとの立場であり、契丹の介在は極力排除したいといふのが基本的な志向であつた。しかしながら、實際には、そこに契丹という要因が加わることで早期の解決と確實な妥結が求められることとなつたのである。

ii 和議の條件への影響

次に、一〇九九年の遼宋交渉が、宋夏間の元符和議の具體的な條件にどのような影響を與えたかについて考えてみたい。
元符和議の條件は大きく三つに分けられる。それは（1）宋夏國境に關するもの（2）青唐羌に關するもの（3）それ以外、である。⁽²⁾

まず（1）は、國境は見張りの到るところ及び境界標識の所在とした。これは一〇九五年以降の宋の方針に沿うものである。（2）では、青唐羌の本據地である邈川・青唐が宋に屬すという文言が、現存史料による限り宋から西夏への誓詔にのみであるが組み入れられた。⁽¹⁴⁾（3）については、すべて慶曆の和議に準ずるとされた。つまり、宋から西夏への歲賜が原額で再開されることとなる。

順序が前後するが、（3）の基本的に慶曆の和議に準じて宋夏兩國の關係を再開するという點は、雙方異存なかつたであろう。慶曆の和議は、遼宋間における澶淵の盟のごとく宋夏關係の大原則であり、元符和議以前にも宋夏間において準據すべきものと確認されることがあつた。⁽¹⁵⁾特に歲賜の原狀での再開は、無論西夏にとつて望むところである。⁽¹⁶⁾

一方で、國境問題の解決法は、宋の哲宗朝初期において提起された宋夏雙方の城塞を基準とする二十里劃界法から一變し、開邊政策開始以來の宋が西夏側に進出したラインを根據として國境とするものであり、明らかに宋に有利な條件であつた。

さらに、西夏にくみした契丹の關與のもとで、宋夏間の和議の早期成立が求められた點は、逆に宋の西夏への侵攻を推し進めることとなつた。特定の城塞ではなく見張りの到るところ等を國境とするという宋の考へでは國境の位置は恣意的に傾きやすいだけなく、和議の成立以前に優勢に従つて西夏側に向かつて城塞を進築しておけば、それだけ宋の領域が擴大した状態で國境が確定することとなる。そのため、契丹との交渉中も含めて、宋は對夏前線において城塞の建設を進め、八月を目途として完成させることとした。⁽¹⁷⁾

なお、西夏の告哀謝罪使が入見したのは九月一日であり、八月に進築完了という豫定との關係は示唆的である。宋は、進築を行つた上で謝罪を正式に受け入れたということであろう。

これらの状況から、宋夏間の國境の劃定については、宋に有利な條件で和議が結ばれたと言える。當時、西夏はかつて

なく追い込まれた状態にあったため、なし崩し的に進策が進行するよりは暫時の停戦でも望むところであつたのだろう。

現在の甘肅・青海省方面に存在したチベット系勢力である青唐羌の問題についてはここでは詳述しないが、宋夏間に介在して兩國の紛争の主要要因の一つであつた青唐羌が宋に屬すといふこの條件が宋に有利なものであることは説明不要だろう。なお、ここで青唐が宋に屬すという文言が組み込まれたのは、宋夏間の優劣のみではなく、一〇九九年七・八月における宋の青唐急襲の結果、當時宋がその地を占領していたという情勢に基づくものもある。⁽¹⁰⁾

以上より、和議の條件は、概して當時の宋夏情勢に基づき宋に有利なものであつたと言える。一方西夏にとっては、當座の安定と歲賜の原狀での再開という最低條件は確保された。この最低條件に關しては、先の宋の回謝使・郭知章の遼廷での發言からすれば、宋の契丹への配慮も見て取れる。

そして、「はじめて」において述べたように、一〇九九年以後も西夏は宋の攻撃を受けて契丹に救援を求めており、この後も西夏は宋に對して守勢にあつた。ここから、契丹の關與によつて暫時の停戦と歲賜の原額での再開という最低條件を確保することは、西夏にとって存立の危機を回避するものであつたと言える。

おわりに

以上、本稿では一〇九九年の宋夏和議に先立つ遼宋交渉を中心に論述を行つてきた。筆者が本稿を通じて述べようとしたことは第三章においてほぼ盡くされているので取り立てて繰り返すことはしないが、いくつかの確認をしておきたい。

まずは、遼宋關係の安定性である。本稿で取り上げた時期は、安定した澶淵の盟以後の遼宋關係においても時期的に終盤に屬すと言つてよく、まさにその成熟期であった。本稿で取り上げた交渉自體は遼使の開封滞在が一ヶ月以上に涉るタ

フなものでもあり、大きなトラブルと言つていいかもしない。しかし、契丹の軍事的優越を背景としつつも、本論で詳しく述べたような、物事を從來の文書に基づき文書の作成によつて解決しようとする遼宋兩國の姿勢は、その安定性との安定性によりかかる兩者のあり方を表しているということが可能であろう。

次に、そのように安定した南北兩大國の關係を軸に、當時の關係各國間の國際關係が成立していたという點である。「契丹の平和」とでもいうべきだろうか。西夏問題は遼宋間における一大問題であるが、青唐やさらに「西方の諸國、東方でも高麗やその他の諸勢力はさまざまに形で遼宋兩國と關係をもちながら存在していたのであり、廣くは日本もそのような世界に存在したと言つていい。中央ユーラシアのみならず、一世紀當時の東アジアを考える際、どこまでも契丹そして遼宋關係の存在への考慮を缺かすことが出來ない。本稿での検討は、このことを改めて示すこととなつたのではないだろうか。

注

- (1) 李一九九八第三章・金一〇〇〇第四章(初出は「元祐期における宋夏の晝界交渉始末」『史滴』一六、一九九四) 参照。
- (2) 西夏王家の姓は宋では「趙」とされるが、本稿では基本的に「李」で統一する。また、李元昊以前・以後を問わずに「西夏」と稱す。
- (3) 遼宋間の平等的長期安定關係については、陶一九八四第二章・古松二〇〇七参照。
- (4) 一〇七〇年代の遼宋國境劃定交渉については、毛利一〇〇四参照。泛使の一覽は董一九八〇の三七二一三七五頁参照。なお、ここでは弔問の特使は數に考慮していない。
- (5) 例えば、近年の單著では曾一〇〇六がある。
- (6) 一一〇五年については『遼史』卷二七天祚本紀乾統五年正月丁酉・『宋

史』卷二〇徽宗本紀崇寧四年四月辛未を、一一〇六年については『遼史』卷二七天祚本紀乾統六年正月辛丑・『皇朝編年綱目備要』卷二七崇寧五年三月「遼使來」参照。

(7) 宋における外交文書の別については、吳一〇〇六第五章一参照。

(8) 宋代の國書については、中西一〇〇五の一参照。

(9) 渡邊一〇〇七の一四五頁参照。ただし、そこで例として挙げられるのは宋の國內文書であり、外交上の使用については從來論じられたことはないかと思われる。

(10) (白) 管子は、毛利一〇〇四で取り上げた遼宋國境劃定交渉においても同様に使用された。例えば、以下の史料参照。

『續資治通鑑長編』(『長編』)卷二六熙寧八年四月丙寅、(蕭)禧既致國書、又其國劄子一通以進、其大指如(蕭)素・(梁)穎所言、且以

- (劉) 忱等遷延爲言。
- なお、本稿も依る現行の中華書局評點本『長編』は清代の輯本を基礎とするため、「夷狄」に關する語には改字が施されているが、以下の本稿での引用においては「々この點に言及していない」。
- (11) この場合の「牒」は、王朝間の出先同士でのやりとりに使われる文書形式である。唐宋代の國際文書としての牒については、森平二〇〇七の一〇六一一〇八頁参照。
- (12) 遼宋兩國の文書は、それぞれ『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌・卷五〇九元符二年四月辛卯所載である。
- (13) 以下の本節の敍述は、陶一九七二・陶一九八四第四章を基礎としている。
- (14) 岡崎一九七二第三編第三章参照。
- (15) 『長編』卷一二八康定元年七月乙丑・『遼史』卷一八興宗本紀重熙九年七月癸酉。
- 一〇九九年の交渉の際に遼使が齎した文書のうち、白劄子ではこの經緯に觸れる。
- ……奏至奉旨、「夏國元是當朝建立、累世稱藩、并受封冊、兼兩曾尙主、故自重熙年中南朝差郭鎮來報、稱爲夏國僭稱崇號、起兵討伐、……」なお、使者の名に文字の異同があるが「郭楨」が正しい。
- (16) 『遼史』卷一九興宗本紀重熙十年(一〇四一)十二月乙未、上聞宋設關河、治壕塹、恐爲邊患、與南・北樞密吳國王蕭孝穆・趙國王蕭貫寧謀取宋舊割關南十縣地、遂遣蕭英・劉六符使宋。
- 『遼史』卷一九興宗本紀重熙十二年(一〇四二)正月庚戌、遣南院宣徽使蕭特末・翰林學士劉六符使宋、取晉陽及瓦橋以南十縣地、且問興師伐夏及沿邊疏濬水澤、增益兵戍之故。
- (17) 『長編』卷一三五慶曆二年三月己巳、契丹遣宣徽南院使歸義節度使蕭英、翰林學士・右諫議大夫・知制誥・同修國史劉六符來致書、曰、「弟大契丹皇帝謹致書兄大宋皇帝、……兼李元昊於北朝久已稱藩、累曾尙
- (18) 遼宋間の盟約・誓書については陶一九八四第二章三・古松二〇〇七の一參照。なお、一〇九九年の遼宋交渉に遼使が齎した文書では、契丹の抗議の論理の根本は、澶淵の盟及び增幣交渉における誓書による「信誓」にあった。
- (19) (國書) ……敵議以無從、慮造端而有自。則於信誓、諒繫謀維。(白劄子) ……再奏呈、奉旨、「……緣是有違兩朝信誓、及前來已計會定事意、……」奏至奉旨、「……今來南朝豈可固違祖先相從和解之意及兩朝信誓、并前來已計會定事理不爲準行。……早爲指揮、勾退兵馬、及還復已侵過疆土城寨、用固祖宗信誓、不失兩朝久來歡好。……」
- (20) 『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌、(富) 強曰、「……能令夏國復歸款、則歲入金帛增二十萬、否則十萬……」於是敵留所許歲增金帛二十萬誓書……二十萬誓書蓋明著令夏國納款事。
- 『長編』卷一四慶曆三年(一〇四三)七月癸巳、(韓) 琦退、復上章曰、「……昨朝廷曾達意契丹、欲令納款、其答書云、『梁適口陳夏臺之事、已差右金吾衛上將軍耶律祥、彰武軍節度使王惟吉、齋詔諭元昊令息兵。……』……昨昊賊先遣人至保安軍、言爲朝廷差榮諫議適往北朝令本國議和、北朝亦差耶律祥等至本國、故遣賀從勣等持書而來盟。……」
- その他、增幣交渉に關連して、やはり一〇九九年の契丹の白劄子に言及がある。
- ……奏至奉旨、「……後因南朝諭以建藩尙主之由、故於耶律仁先附到回書、既諭聯姻、當質問罪之舉。次又遣余靖齎到書、謂姻聯且舊、遂停討伐。……」
- 耶律仁先是二度宋に赴いているが、ここでは増幣交渉の仕上げとして

(21)

誓書を齎した際の奉使を指す（『長編』卷一三七慶曆二年八月乙丑）。余靖は三度使遼しているが、ここでは一〇四三年の一度目を指すものだろう。二・三度目（一〇四四・一〇四五）は契丹の西夏攻撃をめぐる使遼であり、契丹と西夏とが友好的であることを示す表現が宋の文書に存在したとは考えがたい。また、「一度目の慶曆四年（一〇四四）の使遼の際の國書は『宋大詔令集』卷三二八に收められるが「姻聯且舊、遂停討伐。」という文言は見られない。

なお、ここで言及される遼夏間の婚姻關係は、後述のように契丹が宋夏間に介入するにおいての重要な名分となるものである。

『長編』卷一五一慶曆四年（一〇四四）七月癸未・『長編』卷一五四慶曆五年（一〇四五）正月丙子・『長編』卷一六六皇祐元年（一〇四九）三月己巳・『長編』卷一六八皇祐二年（一〇五〇）三月庚子。

これらに對應する『遼史』の記述は『遼史』卷二〇興宗本紀重熙十三年六月甲午・『遼史』卷二〇興宗本紀重熙十四年三月己卯・『遼史』卷二〇興宗本紀重熙十八年正月丁亥・『遼史』卷二〇興宗本紀重熙十九年六月甲戌參照。重熙十九年に關しては「宋遣使來賀伐夏捷、高麗使俱至。」とあり、遼夏問題に際して宋と高麗も使節を派遣するという状況が興味深い。

なお、これらの契丹の特使の齎した國書は、一〇九九年の遼宋交渉後に遼使に渡された宋の對遼文書において、契丹による宋の對夏攻撃批判に對する反論の主要根據として引用される（『長編』卷五〇元符二年四月辛卯）。

（國書）……惟昔興宗致書仁祖、諭協力蕩平之意、深同休外禦之情。至欲全除、使無噍類。謂有稽于一舉、誠無益于兩朝。祖宗詒謀、斯爲善美、子孫繼志、其可弭忘。……

（白箭子）……兼詳慶曆四年、興宗致書仁宗皇帝云、（慶曆四年七月癸未、耶律元衡來告西征。實錄具載其書、與此小有不同。）「蠢爾（季）元昊、早負貳朝。疊遣林牙齎詔問罪、尙不悛心。近誘去邊民三百戶、

今議定秋末親領師徒、直臨賊境。」又云、「恐因北軍深入、卻附貴朝、或再乞稱臣、或依常作貢、緬惟英暗、勿賜允從。」又慶曆五年書云（慶曆五年正月、耶律宗睦來告西征回。實錄不載其書、兩朝誓書冊內有之、當考。）「元昊縱其凶黨、擾我親隣、屬友愛之攸深，在蕩平之亦可。」又云、「藩服亂常、敢貢修之不謹、親隣協力、務平定以永綏。」又皇祐元年再報西征云（皇祐元年三月己未、蕭惟信來告西征、實錄具載其書。）「元昊伺覩邊事、特議討除、再幸邊方、欲殲元惡、而夏國馳告、元昊立。」嗣童未識子矜存、狡佐猶懷子背誕。載念非緣逃戶、可致親征、孰料凶頑、終台平蕩。苟有稽于一舉、誠無益于兩朝。」至皇祐二年報西征回、則云、「爰自首秋、親臨戎境、先驅戰艦、直濟洪河。尋建浮梁、泊成戍壘、六軍蓄銳、千里鼓行。」又云、「專提騎旅、徑趨梟巢、群物貨財、戈甲印綬、廬帳倉廄、駝橐之屬、焚燒殆盡、釐毒蠱挫、噍類無遺。非苟竄殘旅、全除必矣。」又云、「兼于特險之津、已得行軍之路、時加攻擾、日蹙困危、雖悔可追、不亡何待。載想同休之契、頗協外禦之情。」

深惟北朝興宗皇帝敦篤勸和、情義兼至、……今乃以夏人窮蹙之故、詭詞干告、既移文計會、又遣使勸和、恐與昔日興宗皇帝書意稍異。……（）内は原注。

（22）
五代における「國主」なる號の使用が唐のウイグルに對する關係を背景とし、皇帝より一等下るものとの對等に近似する待遇であったことを山崎一〇〇二は指摘する。「夏國主」とは、これを踏まえたものである。

『遼史』において、西夏王は、李繼遷以來遼末まで一貫して「夏國主」とされる。『長編』卷一四二慶曆三年（一〇四三）七月癸巳に載る韓琦の上章に引く契丹よりの答書には「況其先臣德昭、北朝曾封夏國主」

とあるが（宋本も同様）、これは例外に屬し、「夏國王」の誤字の可能性が高い。

宋夏間においては、西夏王の封號は從來「西平王」であった。慶曆の和議における宋夏間の取り決めは『長編』卷一五三慶曆四年（一〇四四）十二月乙未に「約稱臣、奉正朔、改所賜敕書爲詔而不名、許自置官屬。」等と掲載されるが、同條によれば、李元昊は「夏國主」と冊命されたことが記されるほか、印の規定として「賜金塗銀印、方二寸一分、文曰「夏國主印」、龜鈕錦綬。」とあり、以後正式に「夏國主」が封號であった。それが實際に「王」以上の格を有するものとみなされたことは『長編』卷二〇四治平二年（一〇六五）正月癸酉の歐陽修の奏文を参照。

修嘗奏西邊時宜曰、「……今者（李）諒祚雖曰狂童、然而習見其家世所爲、蓋（李）繼遷一叛而復王封、（李）元昊再叛而爲國主、今若又叛、其志可知、是其欲自比契丹、抗衡中國、以爲鼎峙之勢爾。……」

諒祚は元昊の息・秉常の父、繼遷は德明の父である。

宋が西夏王を「國主」と呼ぶ一方契丹では異なったことが宋においても認識されていたことは、以下の『長編』卷二九熙寧五年（一〇七二）正月壬寅の神宗との會話のなかでの王安石の發言を参照。

（王）安石曰、「……契丹非有政事也、然夏國事之極爲恭順、未嘗得稱國主。……」

また、南宋人から見て「國主」の號が異常なものであったことは『老學庵筆記』卷六の以下の史料参照。

周世宗時、李景奉正朔、上表自稱唐國主、而周稱之曰江南國主。國書之制曰、「皇帝致書恭問江南國主。」又以「君」字易「卿」字。至藝祖、於李煜則遂賜號如藩方矣。仁宗時、冊命趙元昊爲夏國主、蓋用江南故事。然亦賜詔、凡言及「卿」字處、卽闕之、亦或以「國主」代「卿」字。當時必有定制、然不盡見於國史也。

なお、南唐・江南への特殊な禮遇に關しては、「不名」という用語に着

(24)

目して、漢と匈奴の關係を論じる岡安一九八七にすでに言及がある。宋と西夏の關係も、一部では漢と匈奴の關係を踏まえていると解釋すべきなのだろう。

この時點では、李繼遷と李元昊が公主を降されている（『遼史』卷一二聖宗本紀統和七年（九八九）三月戊戌、『遼史』卷一八興宗本紀景德元年（一〇三一）、是歲）。

なお、本稿の主眼である一〇九九年よりは後であるが、李乾順も公主を降されている（『遼史』卷二七天祚本紀乾統五年（一一〇五）三月壬申）。

また、この關係は、增幣交渉（注（17）参照）や後述の一〇九二年の宋への西夏問題の問い合わせにおいて契丹が持ち出した論理であったほか、一〇九九年の遼宋交渉に遼使の齎した文書（『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌）における契丹の宋夏關係に對する干渉の名分とされたた。

（國書）……粵維夏臺、實乃藩輔、靈承尚主、迭受封王。……夏之於遼也、義隆甥舅。……

（白劄子）……再奏呈、奉旨、「夏國元是當朝建立、兩曾尚主、……」

……奉呈奉旨、「……據當朝靈母聯親、理當拯救……」

（25）遼夏關係の大體については、田村一九六四第四章第二節（該節は「遼と西夏との關係」「東亞學」九、一九四四を改題・補訂したもの）参照。

（26）「納」の問題については以下の資料参照。

『長編』卷一三七慶曆二年（一〇四二）九月癸亥、是月乙巳、（富）弼等還至雄州、……弼奏曰、「彼求『獻』・『納』二字、臣旣以死拒之、敵氣折矣、可勿復許。」然朝廷竟從晏殊議、許稱「納」字、弼不預也。同乙丑に引く契丹から宋への改定版誓書のなかに

……別納金帛之儀、用代賦稅之物、每年增絹一十萬匹、銀一十萬兩。

という一節があり、「納」の字が使用されているのはこれに對應するも

のと考えられる。

また、契丹はこれを高麗へも通告している。

『高麗史』卷六 靖宗世家 靖宗八年冬十一月辛卯、契丹遣檢校禮部尚書兼御史王永言來詔曰、「朕以關南十縣、我國舊基、將舉兵師、議復土壤。宋朝蠻馳專介、懇發重言、定于舊貢銀絹三十萬兩匹外、每年別納金繪之儀、用代賦與之物。再論盟約、永卜歡和。……」

『高麗史』における「賦與」は「賦稅」の誤字と見るべきだろう。これは、關南地域に關しての表現である。

奥村一九八四の三五頁参照。

(28) 『長編』卷三二四 元豐四年七月壬辰、上批、「麟府路最當契丹・夏人交通孔道、今大兵進討、深慮賊勢窮蹙、遣使求援。宜豫有措置。」

(29) 『長編』卷三二五 元豐四年八月辛酉、雄州言、「涿州牒、蔚州稱雙井新寨鋪邊吏妄遮止北人、不令於壞北過往、請詰邊吏及擅越疆界人等罪。」

詔河東提點刑獄黃廉往代州定驗北人有無侵越舊界、及邊人有無侵北界地樵采、具圖以聞。

(30) 代州の瓶形寨周邊を代表に關連の記述は多いが、ひとまず以下の史料参考。

『長編』卷三二九 元豐二年(一〇七九)六月戊申、上批、「府州牧羊峰・代州梅回寨・成德軍解子平侵地、火山軍闖遺馬、廣信軍拘留百姓趙消、雄州巡馬相殺傷、涿州修城料夫、北界辨理此七事未絕、慮因常使或專遣人來、事之始末及所以應之之辭、亦宜豫爲經慮一宗文字、可專委檢證官范育主領編錄。」

『長編』卷三二一 元豐四年二月庚辰、河東經略司言、「準朝旨相度代州・靈化奇嶺火山軍當增置鋪屋數。河東邊安撫司元奏覩知北界欲增置鋪、候起修日、本界亦須增置。臣今看瓶形寨以東十舗、若北人修蓋亦使增修、緣不係分畫地分、顯似自作事端、乞權罷修創。其寨西欲增二十八舗、亦恐不須爲。北界增置、其檢計數內、若控扼、須至創修、乞候北人修畢增治。」

(31)

『長編』卷三二五 元豐四年八月丙寅、詔王中正、「將來大兵出界、慮遼人亦遣兵征討、或爲援助、或於境上自防。若與諸路兵相遇、卽先遣使臣說諭或移文、以夏國內亂、囚制國主、不知存亡、朝廷回賜賀同大節並遣使賜生日等物、無人承受、鄜延路羣牒問宥州、皆不報、近又羣犯邊、朝廷遣兵問罪、與北朝不相干涉。如阻隔進兵或先犯官軍、方得應敵、令中正密掌之。」

(32)

『長編』卷三二七 元豐四年十月丁巳、詔、「河東緣邊安撫司可作奉朝命、以夏國任事首領亂常、囚廢其主、又不遵誓詔、縱部落侵犯邊城、今遣兵往追取罪人、緣調發立邊、慮北界疑惑、牒北界西南面安撫司、使諭朝廷之意。」

……尋檢勘到太康七年準南宋牒、以夏國囚廢其主、差兵追取作過罪人。……

また、後半の次の二節も同様の可能性があるが、後述の翌年の牒である可能性もある。

……又太康中、又準南朝來牒、稱爲夏國囚辱其主、起兵征討。……

契丹の西南面安撫司が蔚州方面であることは、西南面安撫司が宋の河東のみならず河北とも文書の交換をしていることから明らかである。一例を擧げておく。

『長編』卷三三五 元豐六年(一〇八三)六月丙辰、廣信軍言、「北界西南面安撫司羣牒問置教場所因、本軍已移牒稱、……」

また、契丹側の以下の史料も参照。

「耿延毅墓誌」、統和十五年(九九七)、國家方問罪趙宋氏、乃改授西南面招安使、舊以飛狐爲理所、其副居靈丘。公以并代・中山之界、是曰寇庭、……

(拓影は朝陽地區博物館一九八三の一八九頁、錄文は向一九九五の一五九一一六四頁)

(34)

『遼史』卷一四聖宗本紀統和二十三年（一〇〇五）二月丁丑、改易州飛狐招安使爲安撫使。後の元符人にも、この時契丹が河東問題に託けて西夏を救援したとの認識がある。『長編』卷三一九元豐四年（一〇八一）十一月丁亥注引用の元符二年の吉先の上書参照。

(35)

内殿承制吉先上書云、「昔在元豐之間（間？）、夏國内廢其主、朝廷興師以伸弔伐之義、兵未出境而契丹應之、乃以爭團山子道路爲名、移牒瓦橋云『代州瓶形寨使臣非禮遮本國巡邊人馬、當道已指揮本地分官司禦敵拒捍去訖、請達于南朝照會。』朝廷委河東路提刑獄黃廉詣瓶形寨按問其事、厥後未踰浹旬、北界之丘果來壓境、此蓋爲夏國之聲援也。」なお、瓦橋（關）は雄州の舊名である。

『長編』卷三二三元豐五年正月癸卯、雄州言、「準涿州牒、奉留守指揮、準樞密院劄子、以夏國遣使入朝、稱爲南朝無名起兵討伐、不知事端、指揮燕京留守司委涿州移牒雄州聞達南朝會問。」上批、「夏國主（季）秉常見受本朝封爵、昨以並邊部落來告、秉常見爲母黨囚辱、比令邊吏移問爭端。其同惡首領專輒不報、繼又引兵數萬侵犯邊略、義當往征。今彼以屢遭敗衄、故遣使詭情陳露、意在間惑、想彼必已悉察、令雄州具此移牒。」涿州羌人得此移、遂不至。（「涿州羌人」には誤字ありか。）一〇九九年の契丹の白劄子の前半の一段は、この經緯を指すものと考えられる。

……尋檢勘到……續準夏國告奏南朝無名起兵討伐。尋經移文理辨、……

なお、後年の調査によれば、契丹への返答は翌二月に行われたようである。

『長編』卷四九六元符元年（一〇九八）三月癸酉、……既而吏檢元豐五年正月牒、二月答、……

『長編』卷三一九元豐五年八月辛未、……遼人使趙資睦迓、因語及西

(36)

事、（韓）忠彥曰、「此固小役也、何問爲。」使參知政事王言敷薰於館、言敷問、「夏國何大罪、而中國兵不解也。」忠彥曰、「夏人之罪、中國既以報北朝矣、盍取而視諸。」言敷曰、「聞已還兵塞上、何如如此、則南北之好可保也。」忠彥曰、「問罪西夏、於一國之好何所與乎。」連拒言敷。

……尋檢勘到……後又委（太康）十年正旦國信所計會定其與夏國往復事體、許令依舊休退兵馬。……奏呈奉旨、「……及因便人使計會、亦便依從休退兵馬。……」

……再奏呈、奉旨、「……昨爲南朝討伐、已曾計會定前項事因、今來不牒報、再遣兵衆侵取不已、……緣是有違兩朝信誓、及前來已計會定事意、仰指揮移牒聞達南國、宜準已計會定事理施行……。」……奏呈奉旨、「……尋委所司具告奏詞意、并前來已計會定事理、移牒和解、經隔多時、遷延不行報復。……今來南朝豈可固違祖先相從和解之意及兩朝信誓、并前來已計會定事理不爲準行。……」

一〇八四年の遼宋間の協定は、一〇八三・一〇八年頃に宋夏間の和解の動きが存在したことと何らかの關係があるかもしない。『宋大詔令集』卷三十六冒頭の「賜夏國主進誓表簽答詔」等参照。

『長編』卷四七六元祐七年八月己巳、遼國令涿州移牒雄州稱、「奉遼主旨、夏使告乞應援、緣南北兩朝通好年深、難便允從。委涿州牒雄州聞達南朝、相度施行。」詔雄州回牒涿州具夏國犯邊事狀、聞達照會。この時の宋の返答内容の一部を含め、一連の經緯は一〇九九年の契丹の白劄子の前半に引かれる。

……尋檢勘到……又大安八年、夏國主（季）乾順狀奏、南宋再有興兵。尋行牒報、回到公文、惟是近塞、方得驅逐、如能悔過、亦許應接。……また、この時期宋の攻撃を受けた西夏が契丹に救援を求めたことは『遼史』にも記載がある。

『遼史』卷一五道宗本紀大安八年六月乙丑、夏國爲宋侵、遣使乞援。

『長編』卷四八〇元祐八年正月辛卯、樞密院言、「鄜延路經略司言、『保

安軍得宥州牒、本國準北朝札子、備載南朝聖旨稱夏國如能悔過上表、亦許應接。今既北朝解和、又朝廷素許再上表章、欲遣詣闕。」……ただし、同條に以下のように記されるように、この牒自體は受け取りを拒否されている。

詔、夏國如果能悔過、遣使謝罪、可差人引伴赴闕、其辭引北朝非例、令經略使以意喻之。……翌日（梁）熹出、至上前力陳、「……願追止已降指揮、且令退換牒文、更俟探伺誠實之意、事雖稍遲、庶無後悔。」于是詔從薦議。

このように、宋は西夏に對しては契丹の名を引いて宋に對することを認めず、あくまで宋夏關係は宋夏二國間の問題であるという態度をとつたのであった。

一〇九九年の契丹の白劄子の注（39）引用部分に續く「前次已指揮夏國依應施行訖。」の一段が、この契丹から西夏への札子送付と重なると考えられる。

『長編』卷四九「紹聖四年十月壬辰、是日、三省・樞密院同呈涿州牒雄州稱、「西夏本當朝建立、兩曾尙主、近累遣使奏告、被南朝侵奪地土、及于當朝側近要害處修城寨、顯有害和好。請追還兵馬、毀廢城寨、盡歸所侵地土。如尙稽違、當遣人別有所議。」

衆深訝其不遜、章惇笑曰、「元豐中牒亦如此、一牒便已。」上亦深駭其牒語太峻、遂退檢元豐中牒、首尾語言大約相類、當時回一牒、更不復來。其後數因國信往還詰問、然亦不甚力。又韓忠彥使虜、接伴韓資睦但云、「不得已、深恐貴朝疑、斷不敢以小國害大國和好。」

また、この一〇九七年の契丹の牒の一部やその經緯は、一〇九九年の白劄子でも言及される。

……再奏呈、奉旨、「夏國元是當朝建立、兩曾尙主、昨爲南朝討伐、已曾計會定前項事因、今來更不牒報、再遣兵衆侵取不已、及於當朝邊界相近諸要害處創修城寨。緣是有違兩朝信誓、及前來已計會定事意、仰指揮移牒聞達南國、宜準已計會定事理施行、及還復過疆土城寨、亟拆

廢城壁。」……奏呈奉旨、「……尋委所司具告奏詞意、並前來已計會定事理、移牒和解、……」

この「今來更不牒報」という文言によれば、宋が西夏攻撃に當たり契丹に通告をしなかったことも抗議内容に含まれるようである。また、『遼史』には同年に西夏の通報を受けて宋に遣使した旨の記述がある。『遼史』卷二六道宗本紀壽隆三年六月辛丑、夏人來告宋城要地、遣使之宋、諭與夏和。

これによりれば、宋側史料とは異なり契丹は使節を派遣したようだが、ここはより具體的な宋側史料に依るべきだろう。また、この時の西夏の通報内容も一〇九九年の白劄子に引用される。

夏國差人告奏、「與南宋歷年交和、忽於諸路齊發入馬、大行劫掠、今則深入近裏地分、及於朝廷邊界相近諸要害處多修城壁、侵取不息。伏望計會南宋、卻令還復所奪疆土城寨、盡廢所修城壁。」……奏呈奉旨、「……昨於去年、夏國又遣使告奏、南宋忽於諸路齊發入馬大行劫掠、深入近裏地分、侵取不息。……」

ここでの「去年」は、一〇九九年の遼宋交渉へ派遣された遼使の出發が後述のとおり前年の一〇九八年であることから、その前年の一〇九七年となるはずであり、ここに當てはまる。この内容を見れば、宋が西夏を侵略していること、契丹との國境近邊に宋が城塞を作っていることへの契丹の抗議が西夏の求めに應じたものであることがよく分かる。

『長編』卷四九「紹聖四年十月癸巳、同呈元豐涿州牒・先帝草定回牒本末、悉如（章）惇語。惇曰、「使者方在北庭、俟來年正月乃可回牒、事與元豐不同。」上然之。元豐中、涿州以六月牒、七月二十五日即回也。

ここで言う「元豐中」を先に元豐五年（一〇八二）と解したが、その場合は一月來牒・一月回牒であることは注（35）で既述のとおりであり、この差異の原因は不明である。

『長編』卷四九六元符元年三月癸酉、他曰、……（章）惇曰、「……若

如子宣意、去年十二月已答了。」……時六月壬寅也。

(白劄子) ……奏呈奉旨、「……昨於去年、夏國又遣使告奏……尋委所司具告奏詞意、并前來已計會定事理、移牒和解、經隔多時、遷延不行報復。……」

(44) なお、宋にも契丹の牒への返答を遅らせることが契丹の特使派遣につながる可能性があると懸念する曾布の意見が存在した。

『長編』卷四九六元符元年三月癸酉 他曰……(曾) 布曰、「舊例皆卽時答、若一向不答、萬一欲遣汎使、何以拒之。」……時六月壬寅也。

『長編』卷四九六元符元年三月癸酉、先是、范鎧使北朝、接伴問夏國事、且言夏人數遣使來彼求助、欲祈罷兵、仍云要地多爲漢家所據、及云曾

移牒。鎧答以不知。

范鎧は一〇九七年未に向けて契丹に派遣された人物である(『長編』卷四九〇紹聖四年八月是月)。

(45) 『長編』卷四九六元符元年三月癸酉、雄州言、涿州牒稱、「爲夏國告計會南朝、卻令還復舊所奪疆土城寨。」詔樞密院定牒本付雄州、回牒涿州。

(47) 『長編』卷四九六元符元年三月癸酉、是日進呈涿州牒、詔令以四月中旬回牒、而章惇言未可回牒、尋已之。

他曰……章惇曰、「須十月乃可答。」……時六月壬寅也。

翌日、同呈牒本。旨以七月降牒本付雄州、令八月回北界。

『長編』卷五〇〇元符元年七月癸酉、先是、上顧執政曰、「北界牒宜早與發下。」曾布曰、「已得旨七月下旬、教二十一日便下雄州矣。」是月甲子也。

甲戌、同呈邊報、西人云已干北界求通和、尙未報見點集次。上問、「北使回牒已下。」布曰、「已下。」又問何時回。布曰、「八月中旬。」上曰、「不遲否。」布曰、「數日亦不足校也。」

一〇九九年に遼使が齎した白劄子の後半でも、契丹が二度牒を送つて

ようやく回答があつたというこの一連の経緯に言及がある。

(48) 奏呈奉旨、「……續準夏國再有申奏、又經牒報、方始回到公文、全未依應。……」

……進呈、奉旨、「夏國頻於邊界出沒、傷殺人民、自知罪惡深重、乃隱匿作過事、妄有干告、豈當憑信、便行移牒。兼夏國本是當朝藩鎮、其建立本末皆因當朝封殖、昨北朝重熙年中、亦曾加兵討伐夏國、當朝未嘗輒有移問。今來夏國侵犯邊塞、邊臣出兵及修建堡寨、乃其職事、於兩朝信誓略無干涉。」……

ここでの「移問」は、具體的には移牒しての問い合わせということになろう。

(49) 『長編』卷五〇五元符二年正月庚戌、雄州言、「涿州牒稱爲夏國差人使告奏、稱南宋興兵侵討、合有計會公事、已差定國信使副。……」

『遼史』によれば、この使節は前年一〇九八年の一月に派遣したものである。

『遼史』卷二六道宗本紀六壽隆四年十一月乙巳朔、知右夷離畢事蕭藥師奴・樞密直學士耶律儼使宋、諷與夏和。

この間一〇九八年に契丹が西夏の救援要請を受けていたことも『遼史』に述べられる。

『遼史』卷二六道宗本紀壽隆四年六月戊寅、夏國爲宋所攻、遣使救援。同十一月辛酉、夏復遣使救援。

六月であれば宋の回答を受ける以前であり、十一月であれば特使派遣後であるため、時期的に整合するとは言えないが、これらのいづれかが、一〇九九年に遼使が齎した白劄子に引かれる

……奏呈奉旨、「……兼近日夏國又特遣人使告奏、自被南宋侵圖約近二十年、於諸要害被侵築了城寨不少、今歲以來又多修築。夏國疆宇日更脻削、乞起兵援助。……」

における西夏の援助要請の使節派遣に當たることになろう。

『長編』卷五〇六元符二年二月丁酉、曾旼奏、泛使蕭德崇等到白溝不肯乘遞馬、欲帶北界人馬至雄州、如蕭福例。福當曰凡駝畜車乘皆至雄州、

德崇已交割畜乘、獨欲留人馬至雄州、而改與張赴堅執不從。

曾攷は、特使の國境から開封に至るまでの間の接待役である接伴を務めた人物である（『長編』卷五「二元符」二年六月「丑」）。

（51）『長編』卷五〇「二元符」二年正月戊辰、詔翰林學士承旨蔡京館伴北闕泛使。

『石林燕語』卷七、國朝館伴契丹、例用尙書・學士。……

（52）（53）初、元豐中、蔡京使虜、（李）儼館之、情好頗厚。及崇寧後、二人者皆專國、每因使聘往來、輒問安否、而二人者卒爲國禍基、可怪也。

蔡京が元豐年間に使遼したことは史料上（『長編』卷三三八「元豐六年」（一〇八三）八月乙酉）確認可能である。

なお、二人の間には、この交渉に關して『老學庵筆記』卷四にも逸話が傳えられる。

紹聖中、蔡京館遼使李儼、蓋泛使者、留館頗久。一日、儼方飲、忽持盤中杏曰、「來未花開、如今多幸。」京卽舉梨謂之曰、「去雖葉落、未可輕離。」

紹聖年間に契丹の泛使が宋に派遣されたことはないのでは、これは、實際は一〇九九年のことを描いたものである。

（54）『長編』卷五〇「二元符」二年正月丁酉、翰林學士承旨蔡京言、乞文臣一員

同其檢詳應答泛使文字、欲差止字方天若。從之。又乞同泛使上殿、上問曾布如何。布曰、「京亦會爲臣言、恐泛使奏事、上有對答語、與副使同記。臣答以泛使雖直前奏事、上必不答。」上曰、「若再三有所奏請、如何。」布曰、「亦止是令歸驛、說館伴朝廷必有指揮、恐難便可否其奏請。」上然之、遂已。

宋の對應がこのとおりであったとは言えないが、實際に遼使が宋帝の御前で發言をなすことがあったことは後述のとおりである。

（55）『長編』卷五〇「二元符」二年正月庚午、鄜延奏、夏人欲遣使來驛路說話。詔帥臣面諭邊吏、如有文字、密錄奏、未得收接、但云見申取保安軍指揮、仍奏聽朝旨。曾布以四方求北敵乞和、又議扣關請命、然亦未

審虛實、故有是詔。

『長編』卷五〇「二元符」二年正月甲申、鄜延路經略使呂惠卿言、「保安軍順寧寨據西界首領畧勿乜齋到宥州牒一道、一稱止月二十日國母薨、定差使令遼鬼名濟・副使謨程田快庸等詣闕計告、兼附謝罪表狀。……」詔、「……今若是恭順實情、即令遣親信謹密可委之人、同畧勿乜等界首說話。候畧勿乜等果將到本國親信人、即令自來有主謀獻計作過之人、如珪布默瑪・凌吉訛遇等、先次拘執進獻與朝廷謝罪、本路有可憑信、即敢具事理奏聞、候得朝廷允許、方可商量。……」

後述の『曾公遺錄』では、ほぼ同内容を三月一日（甲寅）で述べる。

鄜延奏、西人遣鬼名布畧聿珍來說話。令答以要國主及用事者常在左右親信之人同移勿乜來、乃可說話。

（56）『遼史』における特使派遣を巡る記述は管見の限り以下が全てである。

『遼史』卷二六「道宗本紀」八壽隆四年（一〇九八）十一月乙巳朔、知右夷離畢事蕭樂師奴・樞密直學士耶律儼使宋、諷與夏和。卷九「蕭兀折附藥師奴傳」夏王李乾順爲宋所攻、求解、帝命藥師奴持節使宋、請罷兵通好、宋從之。卷九八「耶律儼傳」宋攻夏、李乾順遣使求和解、帝命儼如宋平之、拜參知政事。

卷一一五「西夏外紀」壽隆四年十一月、遣樞密直學士耶律儼使宋、諷與夏和。

（57）……頃以汴寇、侵予夏臺。包藏貪噬、勝敗往來。垂二千載、傷生蠹財。詔命一至、煙塵兩開。……（『道宗皇帝哀冊』は、國立奉天圖書館一九三四、卷二の一四葉に拓影・卷三の六葉表から八葉裏に錄文）皇帝哀冊における言及の存在は、契丹の公式見解として、この交渉が重要であり成功であったことになろうが、この哀冊の撰者が交渉擔當者の耶律（李）儼自身であったことには注意の必要があろう。なお、「道宗皇帝哀冊」には契丹文版もあるが、管見の限り對應する箇所は見出されていないようである。

(58)

本稿での『曾公遺錄』の引用は、全宋筆記本（鄭州、大象出版社、二〇〇三）によった。「日錄」については、平田二〇〇一参考（曾布の日錄については一五一页）。『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯の條も、『曾公遺錄』が重要な典據である。なお、以下で引用する『曾公遺錄』にいう「變」とは章惇を指す。

(59)

『曾公遺錄』卷七元符二年三月甲寅、北虜泛使到京、同呈蔡京奏應答虜使使（衍字？）、詔「如上殿有所陳、令歸館聽命、館伴更不同上殿、餘臨時奏聽指揮。」特使の正使は契丹人の蕭藥師奴（宋側史料では蕭德崇と表記）、副使は漢人の耶律儼（原姓は李であり宋側史料では李儼と稱される）である。

『曾公遺錄』卷七元符二年三月丙辰、虜使蕭德崇・李儼見撫升殿轉達、遂云、「北朝皇帝自告南朝皇帝、西夏早與休得即甚好。」上令張宗禹答之云、「西人羣年犯順、理須討伐、何煩北朝遣使。」德崇等唯々而退。

『長編』卷五〇七元符二年三月丙辰にもほぼ同文があり、「見紫宸、曲宴垂拱殿」の一節がより詳しい。

(61)

『長編』では國書は壬戌（十九日）に繋がれるが、その注に「今從舊錄、而此語入蕭德崇等初見時。」とあり、大觀本哲宗實錄では十三日であったようである。また、後述のように、十九日以前に契丹の文書への回答の文書案が作成されていることや、『太常因革禮』卷八三新禮一六「契丹國信使副元正朝見宴」・『政和五禮新儀』卷一五〇賓禮「紫宸殿大遼使朝見儀」等の禮書の規定では、入見の際に國書を渡すことになっていることにもよる。ここでは、『宋史』卷一一九禮志・賓禮四「契丹國使人聘見辭儀」から、該當箇所を引用しておく。

……次接書匣閻使升殿立。……舍人引契丹使副自外捧書匣入、當殿前立。……舍人揖使跪進書匣、閻門側身摺笏・跪接、舍人受之。契丹使立、閻門執笏捧書匣升殿、當御前進呈訖、授內侍都知、都知拆書以授宰臣、宰臣・樞密進呈訖、遂擡禮物出。……また、『宋會要輯稿』蕃夷二一九・三〇では、以下のように曰付を一

(62)

『曾公遺錄』卷七元符二年三月己未、館伴繳納到遼使白筠子、欲抽退西界兵馬・還復疆土・拆廢城寨等事。又申語錄、同進呈。得旨、令草書及劄子與之。人申北朝進到玉帶及真珠綵腰、並無封頭。云例外物、虜主臨行面付使者、故不封。得旨、令御藥院主旨回答。……再對……又進呈北朝慶曆・皇祐中報西征及告捷書、其言莫非「欲討除西人、使無噍類」。又云「載想同休之契、頗協外禦之情」。今日正可以此答之。……

(63)

ここで言及される「北朝慶曆・皇祐中報西征及告捷書」は、注(21)で述べる契丹の泛使の齋した國書に當たる。これは、後に實際に國書・白劄子に引用することで、契丹に對する反論材料とされた。なお、『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯では、これらの利用は蔡京の館伴に命ぜられた際の提言とする。

蔡京初受詔館伴、對崇政殿。上曰、「北人以何辭解和夏國。」京曰、「彼必以尙主爲詞。蓋仁宗朝有書答北朝曰、『旣論聯姻之舊、當寬問罪之師。』」上曰、「仁宗有書如此、彼何以答之。」京曰、「彼興宗有書報仁宗、『屬友愛之尤深，在蕩平之亦可。』又曰「苟有稽于一舉、終無益于兩朝。」是彼嘗蕩平夏國也。」上曰、「善。可具錄進人。」

ここでも、遼夏間の舅甥關係が注目されている。

『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌、館伴使蔡京等申、與蕭德崇等食、不就坐、出文字一卷、京等覈批之、德崇乞聞達、然後收受。詔京如文

一日とするものの、朝見の際に國書が渡されたようにも讀める。

元符二年三月十二日遼國泛使左金吾衛上將軍・簽書樞密院事蕭德崇、副使樞密直學士・尚書禮部侍郎李儼見于紫宸殿、齋國書、其略云、……

ただし、『曾公遺錄』卷七では、特使が開封に到着した元符二年三月甲寅（二一日）の原注に「虜書止爲勸和西界罷兵事。」と記されており、國書の大意は、朝見に先んじてすでに宋側に報告されていたとも考えられる。

(64) 意係于夏國事、即許收接以聞。

ここでは、契丹の對宋白劄子について初步的な文書構造分析をしておきたい。途中、「又國主乾順奏」以下が一〇九八年の西夏の訴えをうけて一〇九九年の交渉のために新たに草された部分である。そのほぼ全てが契丹・道宗の聖旨である。そして、文書全體は、この聖旨をうけた恐らく樞密院の白劄子であり、これが特使に下され、特使から宋の館伴に渡されたものである。最終的には、全體は特使から館伴への牒と言うべきかも知れない。

一方、「又國主乾順奏」以前は、一〇九七年の訴えをうけた一〇九七・九八年における遼宋間の文書の往復の引用である。「進呈、奉旨、『夏國頻於邊界出沒……』以降が宋・哲宗の聖旨、それ以前が、契丹・道宗の聖旨と聖旨による調査命令を受けての過去の遼宋夏三國關係の經緯の報告である。省略されているが、實際にはそれぞれ牒として對方に渡されているものである。なお、前半全體が契丹の文書を引用した宋の回牒の引用である可能性もあるが確定はしがたい。

當時の宋の政治状況は林二〇〇三の四一八頁参照。

(65) (66) 『曾公遺錄』卷七元符二年三月壬戌、同呈館伴所語錄。又進呈二府同草定國書及所答白劄子、上皆稱善。詞多不錄、書之略云、「輒爲（違？）先旨、恐不在慈（茲？）」。白劄子云、「夏人已叩闕請命、若至誠服罪聽命、亦當相度應授計以自新。」（其上云）「若依前反覆、內叢姦謀、方計窮力屈之時、陽爲柔伏、稍弋蘇息、又來過、則決計討伐、難議矜容。」

(67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (999)

也。

一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉

(64)

『曾公遺錄』卷七元符二年三月癸亥、集英大宴、泛使在坐、用熙寧故事

(65)

『曾公遺錄』卷七元符二年三月壬戌卯、同呈館伴所語錄。再對、呈定州奏

(74)

遼使が最低限口頭での保證（分白語言）を求めたことのほか、後述のとおりこの案が特使に對する返答の語として決定されたようであるが、交渉後に渡された宋の對遼文書にはいざれも「夏人又不作過、即自無出兵討伐之理」とまでは明言されていないことから、口頭での返答であると考える。

(75)

『曾公遺錄』卷七元符二年三月庚午、又呈國信所語錄。是日、殿廬中夔言、「泛使終未肯受白劄子、蓋是前來不合與添北朝勸和意、待卻取來與依（章）惇前所草定言語與之。」衆皆默然。久之、又云「公每事且道定著。」余云「自議邊事以來、語言未嘗不定、卻不似他人、一坐之間、說得三般兩樣。公適來之說使不得、如布所見、他既堅云「不得回答八字、不敢受」兼泛使語言最無禮處、是云「肯抽退兵馬、還復疆土、要一字不敢白文字、若不肯、亦要一分白語言、方敢受。」此語極無禮、當答之云朝廷既許以自新、夏人又不作過、卽自無出兵討伐之理。其建置城寨、係備禦奔衝之處、兼是本朝郡縣之地、決不可還復。」如此答之、看他待如何。」夔云、「如此亦得。」余云、「這箇須道定著、但恐下來不如此答、他必不肯去、諸公更有高見及更生異論、恐無以易此語。」夔云、「恁地好、前來言語更不須說。」余云「不可。公適已言、爲布欲添勸和之意、致虜人不肯受劄子。今公論議如此、布所見如此、若不盡陳於上前、取決於上、卽無由有定論。」旣對、上云「虜人堅不肯受劄子、且勿恤、更住數月亦不妨。」余云「陛下聖意已定、臣下足以奉行。蔡京輩館伴以來、分付得劄子、虜人未辭、是職事未了、義不自安、旣得朝旨、令堅執前議、更無可商量。又聖意如此、何疑之有。」余遂悉以夔語白上、上云「莫難。」余又言「惇以爲臣不當添勸和一節、致虜人不受。」（蔡）卞云「此是衆人商量、不須分辨。」余又具道余所道如前所言、上云「極好。然且候半月・十日間、未受時、卻如此指揮亦可。」余云「如此無不可者。」夔云「如聖意、且更令住數月亦不妨。」夔旣退、笑語如常、余亦不復及之。

『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯にもほぼ同文あり。

(76)

『曾公遺錄』卷七元符二年四月甲戌、同呈國信・館伴所語錄。虜使兩召會食不赴、云「事未」、不敢飲酒聽樂。如前日劄子、祇得「自新」兩字、北朝所言八字、竝不會答、雖餓殺亦不敢受此劄子。」蔡京又疑「一日不肯造朝、已而如期上馬。上又言、「恐起居時要唐突。」令密院且勿退。旣起居訖、便出、一無所陳。上問何以處之、余持議如前。

(77)

『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯にもほぼ同文あり。

(78)

『曾公遺錄』卷七元符二年四月丁丑、國信・館伴所語錄。以北使未受劄子、欲增「抽退兵馬、還復疆土」之語。衆議以明諭以「夏人聽命復罪、朝廷許以自新、卽豈有更出兵討伐之理。其邊臣進築城寨、以禦其奔衝、兼係本朝郡縣境土、及蕃臣作過、理須削地、無可還復。」以此答之不妨。上亦以爲然。是日、泛使造朝、跪於庭下、云「所得白劄子祇得「自新」兩字、未分白、乞更賜增添。」上令張宗禹答以事理已盡、無可更改。使者再有所陳、上欲以前語答之、而宗禹不敢再奏、遂退。

(79)

『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯にもほぼ同文あり。

(80)

『曾公遺錄』卷七元符二年四月戊寅、同呈國信館伴語錄。是日、國信所言、因泛使再有所陳。上令密院且緩退、曰而起居畢、便出。

『曾公遺錄』卷七元符二年四月己卯、學士院諮報國書云「方屬杪春、及作三月書。今使者未行、乞指揮詔令改作四月書、仍云「方屬清和」。是日、北使又無所請而去。

國書の時候表現の變更は確認可能である（『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯）。

……載惟聰達、必亮悃悰。方屬清和、冀加葆憲……

『曾公遺錄』卷七元符二年四月丙戌、同呈國信・館伴語錄、共八件。仍撰定對答泛使之語如前議、納於上。又言「泛使遣二書表司來傳語、要於「自新」字下略添得些小「抽退兵馬」之意、亦可受。兼白劄子內多說興宗皇帝書、意似未便、及言「是當朝郡縣之地」、恐生創。京答云

「自新」已是分白、無可更改。祇是爾兩人誤他使副住許多日數。白劄子祇說與興宗書意不同、卻不似北朝容易輕出語言、便云有違先旨、那箇輕重。若言「本朝郡縣之地」、興州・靈州・銀・夏・綏・宥、不是朝廷地是誰地。此地皆太宗・真宗賜與李繼遷、如何是生創。」兩人者無答、但云不由人吏、是簽樞未肯受。觀其詞氣、頗已屈服。

〔長編〕卷五〇九元符二年四月辛卯にもほば同文があるが、「又蔡京言使者云舊例白劄子前後有聖旨子、乞添入。」得貢於「聞達」字下、據夏人字上、添入「尋覓進呈、奉聖旨。」七字。」の一段は『曾公遺錄』にのみあり。

〔82〕『曾公遺錄』卷七元符二年四月丁亥、館伴・國信所語錄云、使者漸有收劄子意。……丁亥晚、國信所報泛使受白劄子、下榜子朝辭。

〔83〕『曾公遺錄』卷七元符二年四月己丑、同館伴所言、虜人欲改大遼國信所爲北朝字。從之。以元祐中、因虜使投生餌劄子、欲改遼爲北朝、既降旨從其所請、又令今後卻提空南朝字、彼亦不敢違礙也。館伴所亦難以北朝白劄子內有南宋字、渠云西人之語、非本朝所稱。遂。」得貢以十九日令祐使朝辭。

〔84〕『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯にもほば同文あり。『曾公遺錄』卷七元符二年四月辛卯、虜使辭紫宸、酒五行罷、冲元押朝辭宴。

「沖元」は許將の字。『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯にも同内容の記述があり、國書を遼使に渡したことも同日に繋がれる。

〔85〕『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯、（蕭）德宗・（李）儼留京師凡三十七日乃歸。

〔86〕『長編』卷二六熙寧八年（一〇七五）四月内寅、故事使者留京不過十日、（蕭）禧至以三月庚子、既入辭、猶不行、與（韓）縝等爭論或至夜分、留京師幾一月。

〔87〕國書から關連の部分を以下に引用する。

〔長編〕卷五〇九元符二年四月辛卯、「……惟西夏之小邦、乃本朝之藩

鎮、曲加封植、俾獲安全。雖于北嘗預婚姻之親、而在南全居臣子之分。……繡雅懷、誠非得已、顧予信誓、殊不相關。……卽當徐度所宜、開以自新之道。……」

契丹の興宗の國書に關する部分は、注（21）既引のため省略。『遼史』には、使節の歸朝の記載があり、遼宋交渉で宋が西夏攻撃の中止を約したと認識する。

〔88〕『遼史』卷二六壽隆五年五月壬戌、（蕭）藥師奴等使宋回、奏宋罷兵。

〔89〕『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯、夏國自李繼遷之後、建國賜姓、莫非恩出當朝、所有疆土、這是朝廷郡縣之地。……所以逐路邊城、各須出兵討逐捍禦、及于控扼賊馬來路、修築城寨、禦其犇衝。……今乃以夏人窮蹙之故、詭詞干告、旣移文計會、又遣使勸和、……尋覓進呈、奉旨、「……今以北朝遣使勸和之故、見令邊臣與之商量。……若果是出于至誠、服罪聽命、亦當相度應接、許以自新。」

『曾公遺錄』卷七元符二年四月丙戌、又呂惠卿奏諭四人訃告謝罪、不可拒其請。詔答以先己降旨揮、今（令？）漸示以開納之意……

〔90〕『長編』卷五〇八では、四月己卯（七日）の注に繋ぎ、「今」を「令」に作る。ただし、この段階ではあくまで「漸示」であることは留意の必要がある。同日の本文は以下のとおり。

〔91〕『長編』卷五〇八元符二年四月己卯、鄜延路經略使呂惠卿據順寧寨將李子明等申、有西人創格裕等到、言衙頭差大使慶塘鬼名科通・副磋商花結香等來計會、今國主已恭順朝廷、告早爲收接公牒事。審會昨夏國差到嵬名布哆聿介到來、已降朝旨令進獻作過蕃酋珪布默瑪・凌吉訛裕等、卽許收接告哀謝罪表章、回報去訖。詔惠卿密接體度、今所遣使副或親信之人、將應合要酌事件說諭、示以接納之意、錄往復詞語以聞。」

〔92〕『長編』卷五〇九元符二年四月癸巳、『長編』卷五〇九元符二年四月癸

〔93〕『曾公遺錄』卷七元符二年四月癸巳・『長編』卷五〇九元符二年四月癸

巳

(93)

『曾公遺錄』卷七元符二年五月甲寅、上問、「(郭)知章等到北界、對答語言如何。」余云、「以臣所見、若但云不知、恐無以塞其請、若說與聞西人已叩關請命、朝廷已許收接章表、若彼更不作過、必無更用兵討伐之理。如此明白、足以慰安夷狄反側之意、有何不可。」(章)惇與(許)將皆以爲不然。余云、「韓縝・沈括奉使時、亦但云來回謝、及再三有所問、亦須答。」夔等又云、「沈括當時往商量事、與此不同。」上云、「莫須與一指揮。」余云、「知章等方欲奏請、俟見文字、草定進呈取旨、如此紛紛爭論、亦無補。」

『長編』卷五〇九元符二年四月癸巳にもほぼ同文あり。

(94)

『曾公遺錄』卷七元符二年五月癸亥、又郭知章乞降等答虜人所問事件、悉如所擬定。

(95) 『長編』に見えない記述を含む『曾公遺錄』卷七から關連の記事を引用すれば以下のとおり。

元符二年四月辛丑、郭知章等申、乞下雄州文、問北虜受禮處、及催差接伴。從之。

六月壬申、令回謝泛使十六日進發。

己卯、雄州奏、涿州牒報、戎主於沿柳湖坐夏、去中京十一程。又報、

六月一日接回謝使過界。

丁亥、雄州奏、北界涿州牒、催回謝國信使副過界。

壬申、雄州奏、涿州牒、六月一日差接伴使副至新城樊、接回謝使副過界。至六月七日未報起離、恐已入秋山、趁赴不迭、令十月一日過界。回謝使副過界到相州、依例發北朝奏狀訖。詔郭知章等更移文北界、催促接伴使副前來、仍於所至邢・趙州住、如堅執前議、卽將福物等寄納軍資庫訖、齋國書暫還京師。

七月己酉、同呈雄州奏、涿州不肯受回謝使副奏狀。詔令郭知章等、不候移牒發來赴闕。

述がある。

(96)

『曾公遺錄』卷七元符二年六月癸未、鄜延再奏、西人來議告哀、云已收接公牒、欲便諭以已奏朝廷、乞發遣告哀使赴闕、朝廷必須允從。上令從其所請、衆亦稱善。(呂)惠卿云、「諸路進築未已、不爾、無以取信也。」

七月癸卯、鄜延奏、已收接宥州公牒、遣來使齋白劄子諭羌鶻、令遣使赴闕。

戊申、鄜延奏、已回牒宥州。惠卿初但以白劄子遣西人還、令遣使赴闕。朝旨令牒故。

癸丑、同呈鄜延奏、繳宥州牒、已遣告哀謝罪人使等十二人赴延州、取七月十日過界。

己未、同呈鄜延奏、西使過界、乞發遣。從之、仍令以二十三日行下。

それぞれ、『長編』卷五一元符二年六月丙子原注、六月壬午、卷五一の七月甲辰・戊申、卷五一三の七月癸丑・己未にもほぼ同文あり。「羌鶻」は西夏王のことであり、『長編』では「其主」に作る。

(97) 『長編』卷五一元符二年九月庚子・同丁未
『曾公遺錄』卷八元符二年九月庚申・同呈邊報、回謝泛使令閏月十九日進發。

『遼史』卷二六道宗本紀壽隆五年十月丁卯、宋遣郭知章・曹平來聘。

(98) 『曾公遺錄』卷八元符二年十月丙午、又呈鄜延奏、西人差使副進誓表、(呂)惠卿以爲邊計憂窘、不可緩、當速納其來使。上頗訝其語太過、衆亦誚之。遂降貞令候西人回答近以兵馬犯塞回牒、及誓表中別無不依應得回詔事理、卽令惠卿一面相度收接、仍依例引伴赴闕。

庚戌、同呈鄜延奏宥州牒、遣使進誓表。己未、又言呂惠卿引伴西人赴闕。

十月丙午の記述は『長編』卷五一七元符二年十月丙午に、庚戌は『長編』卷五一七元符二年十月庚戌にもほぼ同文あり。

『長編』卷五一九元符二年十一月壬寅

『遼史』卷二六道宗本紀壽隆五年七月辛亥、如太牢古山。閏九月丙子、駐蹕獨盧金。

道宗は一〇七三年にも獨盧金に駐している。これが代北の地に當たることは毛利一〇〇四参照。また、宋側史料も参考となる。

『曾公遺錄』卷八元符二年八月辛巳、再對、北虜報。今冬於西京雲仲甸

受禮。自去冬探報果不虛。

『曾公遺錄』卷八元符二年九月甲寅、同呈河東經略司乞更不牒問戎主近

邊打圍。從之。戎主以今秋至西京沿邊打圍、去代州邊境止十里、至五
七里。……是歲、北虜於雲中甸受回謝生辰正日國信禮。

九月甲寅の記述は『長編』卷五「元符二年九月甲寅」にはほぼ同文あり。

『曾公遺錄』卷七元符二年三月己未、再對、呈河東報、北人於邊界批研

林木、准備戎主打圍、恐於西京坐冬。上云「必生事」。余云「恐必有之。

熙寧・元豐中、皆曾似此斫林木打圍、尋遣蕭禧來理辦地界。熙寧十年

(一〇七三) 地界了、元豐二年(一〇七九)復來、打圍故也。」

『曾公遺錄』卷七元符二年四月丙子、河東奏、北人沿代州邊界置圍場十
所、今歲必於西京坐冬。

『曾公遺錄』卷七元符二年四月丁丑にも關連の記述があり、『長編』卷

五〇九元符二年四月辛卯にもほぼ同文あり。

傳一九八四、四時捺鉢總論の八八・八九頁参照。

(103) (104) (105) (106)

……況所築城寨、竝無與北朝邊界相近之處、即非有違兩朝信誓。……
『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌、……昨於去年、夏國又遣使告奏、

南宋忽於諸路齊發人馬大行劫掠、深入近裏地分、侵取不息。尋委所司

具告奏詞意、並前來已計會定事理、移牒和解、經隔多事、遷延不行報
復。續準夏國再有申奏、又經牒報、方始回到公文、全未依應。……

『長編』卷三二五元豐四年(一〇八二)八月丙辰、詔自南北通和以來國

信文字、差集賢院學士蘇頌編類。頌因進對、上曰、「朝廷與契丹通好歲

久、故事儀式、遣散者多、每使人生事、無以折正。朕欲集國朝以來至
昨代州定地界文案、以類編次爲書、使後來得以稽據、非卿不可成。然

此書浩繁、卿自度幾歲可畢。」頌曰、「臣願盡二年。」因令置局於樞密後

廳、仍辟官檢閱文字。

『長編』卷三三九元豐六年(一〇八三)九月丙寅、吏部侍郎蘇頌上華戎
魯衛信錄二百二十九卷、事目五卷、總三百冊。詔別錄一本與樞密院

……

この書物は散逸しているが、『蘇魏公文集』卷四四に「進華戎魯衛信
錄」、卷六六に總序が傳存しており、大要を知ることが可能である。こ
の書物の研究としては、例えば王一九八〇が挙げられる。

なお、一〇八年八月とは、第一章第二項で述べたように宋が契丹の
介入を意識しつつ西夏攻撃を準備していた時期であり、當時の情勢と

關連していた可能性もある。

また、一〇七年代の遼宋國境劃定交渉における文書利用とその重要
性は、陶一〇〇一の五〇頁にも指摘がある。

『長編』卷五〇九元符二年四月辛丑、館伴使蔡京等言、「竊實修華戎信
錄、自通好以來、事無不載、燦然可觀、而所載止于元豐六年(一〇八
三)、後來未經編錄、伏望委官續成。」從之。

同内容の『曾公遺錄』卷七元符二年四月辛丑の條では、書名を「國信
錄」に作る。宋における外交文書の管理等に關しては吳二〇〇六第五
章三参照。

(107) (108) (109) (110)

『遼史』卷二八天祚本紀天慶八年(一一一八)二月、耶律奴哥還自金、
金主復書曰、「……還我行人及元給信符、并宋・夏・高麗往復書詔・表
牒、則可以如約。」

同六月丁卯、遣奴哥等齎宋・夏・高麗書詔・表牒至金。

『長編』卷五〇六元符二年二月甲申、是日、上以西人叩關請命、甚悅。
……章惇等又言北敵方遣使歡和、今彼已請命更無可言者、此尤爲可喜。

……

『長編』卷五〇六元符二年二月甲申原注、……既而遣使三輩來、(呂)

惠卿奏稟應答、而牒言梁氏之死、乃北敵遣人誣殺之、使(李)乾順自

管國事。……

『長編』卷五〇八元符二年四月卯「卯注もほぼ同文。」

(111) 『曾公遺錄』卷七元符二年四月丙申、同呈鄜延奏西人說話次第、已降旨、令明示以開納之意、仍令保安軍先與收接公牒（表章？）、……

『長編』卷五〇九元符二年四月丙申にもほぼ同文。ただし、「公牒」を「表章」に作る。『曾公遺錄』も四月辛丑（二七日）では「二十四日、令收接表章、二十七日、又令收公牒」としており、「表章」を取るべきだろう。

(112) 文書の受領がずれ込んだのは、西夏が提出する文書の書式（表章と公牒）に關して應酬があつたからである。以下の資料參照。

『曾公遺錄』卷七元符二年五月癸丑、呂惠卿奏、西人已諭以不敢收公牒、令歸取章表、已於初三日歸西界訖。

『曾公遺錄』卷七元符二年六月丙子原注、鄜延奏、西人復遣使齎牒及白劄子來。詔令收接公牒、仍諭西人、如遣使齎到告哀謝罪表狀、當發遣赴闕、如無謝罪表狀、卽難議收接。西人比去來甚遲遲、今此復來。故益示以開納之意。

五月癸丑の記述は『長編』卷五一〇五月癸丑に、六月丙子原注は『長編』卷五一元符二年六月丙子原注にはば同文あり。文書の受領については注（96）参照。

(113) 『長編』卷五〇九元符二年四月辛卯、

（國書）……已戒封疆之臣、審觀情偽之狀。……

（白劄子）……尋覓進呈、奉旨、「……邊臣審察、見得情偽、……」

(114) 『長編』卷五一元符二年九月丁未、賜夏國主乾順詔曰、「……候施行訖、遣使進納誓表、當議許令收接。」

(115) 『長編』卷五一九元符二年十二月壬寅、「……除疆界立依已降詔旨、以諸路人馬巡綽所至、立界堠之處爲界。……」

『長編』卷五一五元符二年九月丁未、賜夏國主乾順詔曰、「……已指揮諸路經略司、令各據巡綽所至處、明立界至、……」

『遼史』によれば、一二月の和議成立を待たずに西夏が契丹に感謝を示す使節を送つてることになり、傍證となろう。

『遼史』卷二六道宗本紀、壽隆五年十一月乙酉、夏國以宋罷兵、遣使來謝。『長編』卷五一五元符二年九月丁未、賜夏國主乾順詔曰、「……并約束城寨兵將官、如西人不來侵犯、卽不得出兵過界。……」

これを受けて、宋では呂惠卿の奏により、宋夏國境地帶に原則攻撃停止命令を降している。

『曾公遺錄』卷八元符二年九月丁巳、呂惠卿奏、乞以回降夏國詔旨、戒諸路邊將、非西人作過、不得出兵過界。從之。

『長編』卷五一五元符二年九月丁巳に同文あり。

(116) 注（95）の六月卯の條參照。

『長編』卷五〇九元符二年四月癸巳、（郭）知章至契丹、蕭德崇謂知章曰、「南北兩朝通好已久、河西小國最爾疆土、還之如何。」知章曰、「夏人入寇、邊臣擇險要爲城柵以守、常事也。」德崇又曰、「禮數歲賜、當且仍舊。」知章曰、「夏國若恭順、修臣子禮、本朝自有恩恤、豈可豫知。但彙年犯邊、理當致討、本朝以北朝勸和之故、務敦大體爲優容。今既罷問罪、令進誓表、卽無可復問也。」

（117）一〇九九年の遼宋交渉の前年においても、邊報や曾布に契丹の西夏問題介入への警戒感が存在した。以下の史料參照。

『長編』卷五〇〇元符元年七月戊辰、定州奏、契丹點集兵馬、謀助西人。

『長編』卷五〇三元符元年十月庚辰、曾布又言「自邊事以來、臣卽言方與西羌爲讐、契丹・青唐不可令有生事。……北敵自（李）元昊犯塞、便親幸燕京、移兵近邊以相恐動。今雖未敢便爾、若見西夏有窮蹙滅亡之形、其勢必動。……」

これ以前にも、契丹は、宋との交渉に臨むに當たって國境に兵を備えて壓力をかけることがあった。例えば、一〇七〇年代の國境劃定交渉の際に、やはりほぼ同じ代北地域に遼帝が兵を率いてやってきている

ことは毛利二〇〇四参照。

(120) 『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌

（國書）……粵維夏臺、實乃藩輔、纍承尚主、迭受封王。近歲以來、連表馳奏、稱南兵之大舉、入西界以深圖、懇求救援之師、用濟攻伐之難。理當依允……

（白劄子）……奏至奉旨、「……兼近日夏國又特遣人使告奏、……夏國疆宇日更駁削、乞起兵援助。據當朝與夏國疊世聯親、理當拯救、……」

(121) 沿柳湖は、契丹の太宗期において代表的な皇帝の夏の駐地となつた地點である（傳一九八四、四時捺鉢總論八九貞參照）。特に天顯五年（九三〇）の太宗の行動（『遼史』卷三太宗本紀）を見れば、祖陵に程近い契丹の本土に位置すると考えられる。注（95）の六月己卯の條によつても、この地は中京から距離を測るべき地點であり、いずれにしろ西京方面ではない。なお『遼史』卷二六道宗本紀壽隆五年五月己巳にも一〇九九年に契丹の道宗が沿柳湖へ赴いたことが記される。

(122) 『長編』卷五一九元符二年十二月壬寅、夏國上表言、「……所有諸路係漢緣邊界至、已恭依詔旨施行。本國亦於漢爲界處已外側近、各令安立卓望并寨子去處。更其舊行條例并約束事節、一依慶曆五年（一〇四五）正月二十二日誓詔施行。」詔答曰、「……除疆界並依已降詔旨、以諸路人馬巡綽所至、立界堠之處爲界。兼邈川・青唐已係納土歸順、各有舊來界至、今來並係漢界、及本處部族有逃叛入夏國者、卽係漢人、并其餘應約束事件、一依慶曆五年正月二十二日誓詔施行。自今以後、恩禮歲賜、並如舊例。」

（東都事略）卷二二八、紹聖二年、詔熙河・蘭岷・鄜延・河東路地界、

令諸路沿邊當職官司更不商量分畫、只以巡綽卓望處守把、牒報夏國。これに關連し、一二月の和議成立に先立つて、一〇月には宋は西夏に青唐を侵犯しないように陝西經由で通告している。

（曾公遺錄）卷八元符二年十月甲子、（蔡）卞與三省得旨、令保安軍牒宥州、不得犯青唐界。

『長編』卷五一七元符二年十月甲子にもほぼ同文あり。

(123) 例えは、『宋大詔令集』卷三三五「賜夏國主給還綏州誓詔」（熙寧二年（一〇六九）二月戊子）に「其餘約束事節、一依慶曆五年正月二十二日誓詔施行。」の文言がある。

(124) 『長編』卷五〇七元符二年七月癸丑にはぼ同文あり。

(125) 『曾公遺錄』卷七元符二年五月内辰、又語（詔？）熙河・環慶應進築處、並限八月以前了當。

(126) 『曾公遺錄』卷七元符二年五月戊辰、又詔河東修寨通嵐石・麟府兩路、限八月以前了當。

(127) 『曾公遺錄』卷七元符二年六月壬辰、又詔、諸路進築限八月中旬了當。それぞれ『長編』卷五一〇元符二年五月丙辰（「語」を作り）、卷五一〇の五月戊辰、卷五一の六月壬辰に同内容の記述がある。

(128) 青唐については、榎一九九四、鈴木一九八三、中嶋一九八八、祝一九八八、劉一九九八等參照。

参考文献

日本

- 榎一雄 一九九四、「王韶の熙河經略に就いて」(『榎一雄著作集』七、東京、汲古書院、初出は『蒙古學報』一、一九四〇)
- 岡崎精郎 一九七二、『タンゲート古代史研究』京都、東洋史研究會
- 岡安勇 一九八七、「中國古代における「客禮」の禮遇形式——匈奴呼韓邪單于への禮遇を手掛りとして——」(『東方學』七四)
- 奥村周司 一九八四、「使節迎接禮より見た高麗の外交姿勢——十一、一世紀における對中關係的一面——」(『史觀』一一〇)
- 金成奎 二〇〇〇、「宋代の西北問題と異民族政策」東京、汲古書院
- 鈴木隆一 一九八三、「青唐阿里骨政權の成立と契丹公主」(『史滴』四)
- 田村實造 一九六四、「中國征服王朝史の研究」上、京都、東洋史研究會
- 中嶋敏 一九八八、「西羌族をめぐる宋夏の抗争」(『東洋史學論集』——宋代史研究とその周邊——) 東京、汲古書院、初出は『歷史學研究』一一六、一九三〇)
- 中西朝美 二〇〇五、「五代北宋における國書の形式について——「致書」文書の使用狀況を中心に——」(『九州大學東洋史論集』三三)
- 林大介 二〇〇三、「蔡京とその政治集團——宋代の皇帝・宰相關係理解のための一考察——」(『史朋』三五)
- 日野開三郎 一九八四、「日野開三郎東洋史學論集」一〇「北東アジア國際交流史の研究(下)」東京、三一書房
- 平田茂樹 二〇〇一、「宋代政治史料解釈法——「時政記」と「日記」を手掛けりとして——」(『東洋史研究』五九—四)
- 古松崇志 二〇〇七、「契丹・宋間の瀆淵體制における國境」(『史林』九〇—二)
- 毛利英介 二〇〇四、「一〇七四から七六年におけるキタイ(遼)・宋間の地理交渉發生の原因について——特にキタイ側の視點から——」(『東洋史研究』六一一四)

森平雅彥 二〇〇七、「牒と咨のあいだ——高麗王と元中書省の往復文書——」(『史淵』一四四)

中文

- 山崎覺士 二〇〇二、「五代における「中國」と諸國の關係——國書、進奉・貢獻・上供——」(『大阪市立大學論叢』一一)
- 渡邊紘良 二〇〇七、「朝野類要の総合的研究」東京、平成一七〇一八年度科學研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書
- 朝陽地區博物館 一九八三、「遼寧朝陽姑營子遼耿氏墓發掘報告」(『考古學集刊』一九八三—三)
- 傅樂煥 一九八四、「遼代四時捺鉢考五編」(『遼史叢考』北京、中華書局、初出は『歷史語言研究所集刊』一〇一、一九四二、一〇合刊、一九四八)
- 李華瑞 一九九八、「宋夏關係史」石家莊、河北人民出版社
- 劉建麗 一九九八、「宋代西北吐蕃研究」蘭州、甘肅文化出版社
- 聶崇岐 一九八〇、「宋遼交聘考」(『宋史叢考』中華書局、初出は『燕京學報』二七、一九四〇)
- 陶晉生 一九七二、「余靖與宋遼夏外交」(『食貨月刊』一一〇)
- 陶晉生 一九八四、「宋遼關係史研究」臺北、聯經出版
- 陶晉生 二〇〇一、「宋遼邊界的問題」(張暢耕主編『遼金史論集』六、北京、社會科學文獻出版社、初出は『中國民族史研究』四、改革出版社、一九九二)
- 王民信 一九八〇、「蘇頌「華戎魯衛信錄」——遼宋關係史——」(『書目季刊』一四一三)
- 吳曉萍 二〇〇六、「宋代外交制度研究」合肥、安徽人民出版社
- 向南 一九九五、「遼代石刻文編」石家莊、河北教育出版社
- 曾瑞龍 二〇〇六、「拓邊西北——北宋中後期對夏戰爭研究——」香港、中

「契丹の對宋白箭子」（『長編』卷五〇七元符二年三月壬戌）

夏國差人告奏、「與南宋歷年交和、忽於諸路齊發人馬、大行劫掠、今則深入近裏地分、及於朝廷邊界相近諸要害處多修城壁、侵取不息。伏望計會南宋、卻令還復所奪疆土城寨、盡廢所修城壁。」

奏呈、奉旨、「仰勘合再奏。」

尋檢勘到太康七年準南宋牒、以夏國囚廢其主、差兵追取作過罪人。

續準夏國告奏南宋無名起兵討伐。尋經移文理辨、後又委十年正旦國信所計會定其與夏國往復事體、許令依舊休退兵馬。又大安八年、夏國主乾順狀奏、南宋再有興兵。尋行牒報、回到公文、惟是近塞、方得驅逐、如能悔過、亦許應接。前次已指揮夏國依應施行訖。

再奏呈、奉旨、「夏國兀是當朝建立、兩曾向主、昨爲南朝討伐、已曾計會定前項事因、今來更不牒報、再遣兵衆侵取不已、及於當朝邊界相近諸要害處創修城寨。緣是有違兩朝信誓、及前來已計會定事意、仰指揮移牒聞達南國、宜準已計會定事理施行、及還復過疆土城寨、並拆廢城壁。」

進呈、奉旨、「夏國頻於邊界出沒、傷殺人民、自知罪惡深重、乃隱匿作過事、妄有干告、豈當憑信、便行移牒。兼夏國本是當朝藩鎮、其建立本末皆因當朝封殖、昨北朝重熙年中、亦曾加兵討伐夏國、當朝未嘗

輒有移問。今來夏國侵犯邊塞、邊臣出兵及修建堡寨、乃其職事、於兩朝信誓略無干涉。」

又國主乾順狀奏、「自被南宋侵約近二十年、前後告乞起兵援助。」

奏呈奉旨、「夏國兀是當朝建立、累世稱藩、並受封冊、兼兩曾向主、故自重熙年中南朝差郭鎮來報、稱爲夏國僕射崇號、起兵討伐、後因南

朝諭以建藩尚主之由、故於耶律仁先附到回書、既諭聯姻、當寬問罪之舉。次又遣余靖齋到書、謂姻聯且舊、遂停討伐。又太康中、又準南朝來牒、稱爲夏國囚辱其主、起兵征討。當朝爲是戚藩、曾經移文理辨、及因使人使計會、亦便依從休退兵馬。昨於去年、夏國又遣使告奏、南宋忽於諸路齊發人馬大行劫掠、深入近裏地分、侵取不息。尋委所司具

告奏詞意、並前來已計會定事理、移牒和解、經隔多事、遷延不行報復。續準夏國再有申奏、又經牒報、方始回到公文、全未依應。至於夏國、近年實有曾侵犯南朝邊界、並無前項重熙、太康年中逐起所指衍過、輕

重不同、今來南朝豈可固違祖先相從和解之意及兩朝信誓、並前來已計會定事理不爲準行。據此依違不定、未悉端由、仍慮南朝臣下不經、爲縷細間達。兼近日夏國又特遣人使告奏、自被南宋侵約近二十年、於

諸要害被侵築了城寨不少、今歲以來又多修築。夏國疆宇日更彌削、乞

起兵援助。據當朝與夏國累世聯親、理當拯救、蓋以南北兩朝通好年深、固存誓約、便難允其所請。今特遣使臣就去計會、候到南朝、仰具錄上

件委細因由、分付館伴聞達南朝、子細詳究、早爲指揮、勾退兵馬、及還復已侵過疆土城寨、用固祖宗信誓、不失兩朝久來歡好。」

右請館伴所聞達南朝。